

令和6年度補正予算  
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

# 交付申請の手引き

## (Ⅲ)設備単位型 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型

### 1次公募用

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事として  
大日本印刷株式会社との共同事業体で執行する事業です。

2025年4月



一般社団法人  
**sii** 環境共創イニシアチブ  
Sustainable open Innovation Initiative

**DNP** 大日本印刷株式会社

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が代表幹事として大日本印刷株式会社(以下「DNP」という。)との「共同事業体」として執行する補助金事業です。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるSIIが行います。

補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、当共同事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、及び共同事業体が定める「省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解のうえ、また下記の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

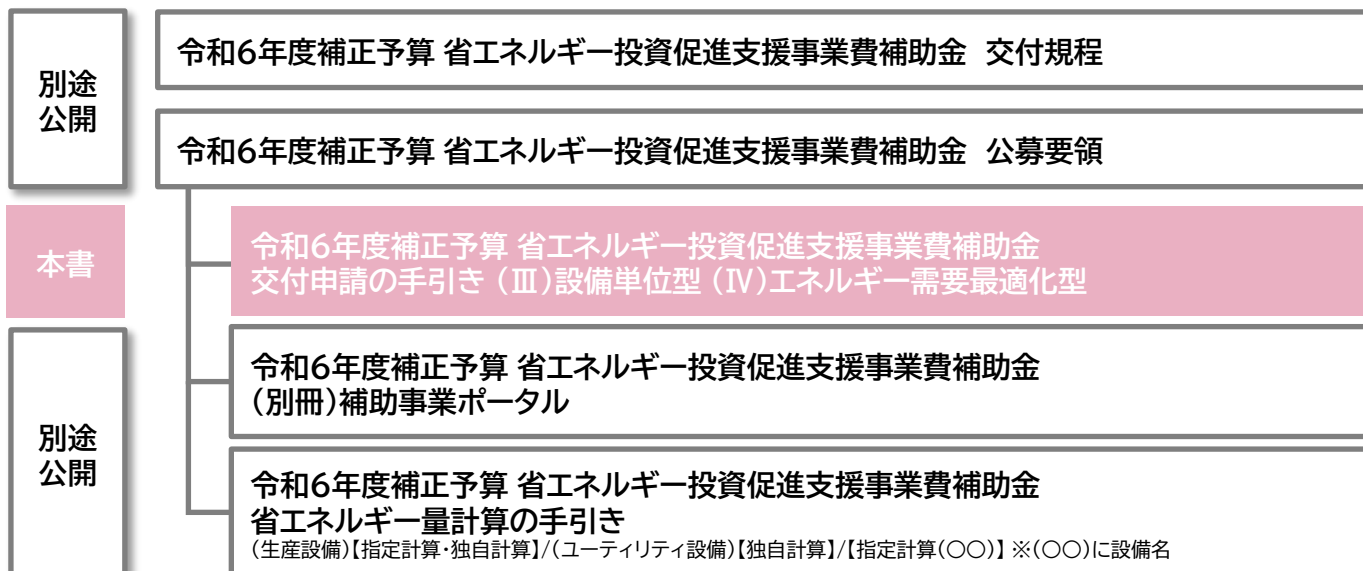
- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、代表幹事SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を代表幹事SIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、代表幹事SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 代表幹事SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について代表幹事SIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。  
なお、代表幹事SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。  
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)  
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、代表幹事SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 代表幹事SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く。)

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
大日本印刷株式会社

本書は、令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下、「本事業」という。)における、事業区分(Ⅲ)設備単位型の単独申請、又は事業区分(Ⅲ)設備単位型、及び事業区分(Ⅳ)エネルギー需要最適化型を組み合わせた申請について、事業概要や申請に必要な添付資料を説明する手引きです。

※ 事業区分(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の単独申請については、本事業の対象外となります。「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」の対象となりますのでご注意ください。

本書、公募要領のほか、関連する各手引き(下図「別途公開」参照)が用意されています。



## <その他の手引きとの関係>

- 添付資料を入手・作成した後、申請書類を作成する手順については、上記「(別冊) 補助事業ポータル」の手引き、及び設備別に用意された「省エネルギー量計算の手引き」を併せて確認してください。
- その他本事業の「交付規程」、「公募要領」等、関連する全ての書類等をよくご覧いただいたうえで、交付申請を行ってください。全ての資料は、SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)内、本事業の「公募情報」からダウンロードできます。

## ■ 本補助金を申請する際の注意事項

- 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
- 交付申請後にSIIの審査があります。審査の過程で不備や不足が判明した場合、SIIからの不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、「公募要領」、「交付申請の手引き」、ほか関連する書類をよく読み、不備のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
- 交付申請にあたってはSIIが提供するシステム「補助事業ポータル」を使用します。
- 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
- 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書を提出し、事業完了した後に成果報告書を提出する必要があります。また、更新後に補助対象設備の使用エネルギー量を実測するため、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。あらかじめご了承ください。



- 複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に申請を行ってください。
- 契約、及び書類の作成は、必ず申請毎に行ってください。

本書について

**第1章 申請する前に**

1-1 交付申請の流れ ..... P. 5

1-2 公募要領の確認 ..... P. 7

1-3 申請パターンについて ..... P. 9

1-4 みなし大企業の定義の整理 ..... P. 10

1-5 申請単位について ..... P. 12

1-6 共同申請について ..... P. 13

1-7 複数年度事業について ..... P. 16

1-8 手続担当について ..... P. 17

1-9 事業区分(Ⅲ)における省エネルギー量計算について ..... P. 18

**第2章 見積の取得と導入設備の選定**

2-1 補助対象設備について ..... P. 22

2-2 見積の取得 ..... P. 23

2-3 見積の確認 ..... P. 24

2-4 製品カタログ等の提出方法、設備の選定 ..... P. 27

**第3章 提出資料の入手・作成**

3-1 提出資料の入手・作成 ..... P. 31

3-2 提出資料の詳細 ..... P. 36

**以降の手順、その他事項について**

交付申請までの残手順 ..... P. 75

申請準備 ..... P. 76

<参考> ポータル出力書類 ..... P. 79

<参考> 着工前写真の撮影 ※交付決定前に設備を撤去する場合 ..... P. 80

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2025/04/08	-	新規作成

# 第1章

申請する前に



## 1-1 交付申請の流れ

本書で説明する交付申請手続きの手順は、以下のとおりです。  
本事業の全体スケジュール(交付申請から交付決定、及び交付決定後、補助金交付まで)は、公募要領「1-14.事業全体スケジュール(単年度事業)(1次公募)」を確認してください。

### 交付申請手続きの手順

#### 公募要領、手引き等の確認

公募要領、交付申請の手引き(本書)等をよく読み、事業内容を理解する。

#### 見積の取得、導入する設備の選定

- ・ 3者以上から見積を取得する(事業区分(Ⅲ)のみ)。
- ・ 既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入する補助対象設備を選定する。

#### 申請時の根拠となる書類の入手・作成

申請時の根拠となる書類を入手・作成する。

#### 別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を参照

#### 補助事業ポータルのアカウントを取得

SIIのホームページ(<https://sii.or.jp/setsubi06r/>)から補助事業ポータルのアカウント(ユーザ名)を取得し、パスワードを設定する。

#### 補助事業ポータルの入力、書類印刷

- ・ 補助事業ポータルの入力必須項目を全て入力する。内容に不備がないことをよく確認し、データを確定する。
- ・ 補助事業ポータルで作成した書類を全て印刷する。

#### 全書類のファイリング

入手・作成した書類、及び補助事業ポータルから印刷した書類をまとめて、交付申請書(正本、副本)の2冊を作成する。

#### 交付申請書類を郵送

SIIに交付申請書(正本)を郵送する。

**<提出期限> 2025年4月28日(月) 17:00必着 ※持込不可**

- ※ SIIへの直接持込は、受け付けることができません。  
また、私書箱宛てになるため、宅配便はご利用できませんので、必ず郵便をご利用ください。
- ※ 上記期限はSII私書箱必着です。消印日ではありません。

#### SIIの審査を経て、交付決定へ

※ 以降の手順の詳細については、交付決定後、交付決定を受けた補助事業者に向けて案内があります。

## 申請に必要な環境、及び書類について

本事業における交付申請は、P.32以降の「提出書類一覧」で示された書類をファイルに綴じて郵送することで行います。

SIIが提供するシステム「補助事業ポータル」(以下「ポータル」という。)にログイン後、必要情報を入力して書類を作成(印刷)し、提出してください。

申請手続きを始めるにあたり、事前に準備が必要なPC環境、及び入手・作成する書類等は、以下のとおりです。

### <PC環境(ポータルログイン用)>

- ・ 推奨環境は、以下のとおりです。

- ソフトウェア : Adobe Reader等のPDF閲覧ソフト
- 推奨ブラウザ : Google Chrome 最新バージョン

- ・ **ポータルにログインするには、SIIが発行する「アカウント」が必要です。**

アカウントの取得手順、及びポータル操作方法の詳細については、別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。

### <申請時の根拠となる書類>

- ・ 役所等外部から入手するもの、SIIが定める指定様式で作成するもの等があります。また、条件に該当する場合のみ提出が求められるものもあります。
- ・ 詳細については、「第3章 提出資料の入手・作成」を参照してください。

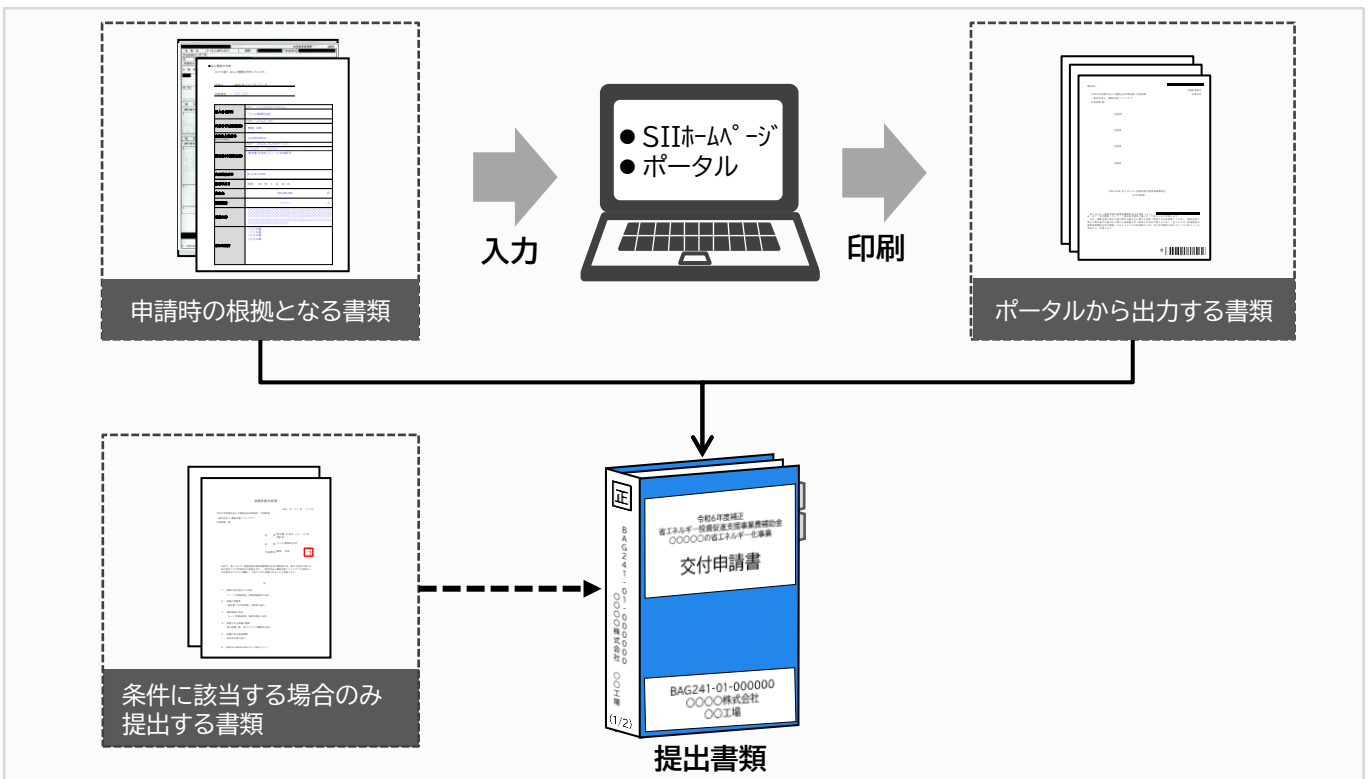
### <ポータルから出力する書類>

- ・ ポータルに入力したデータを基に、申請書類を作成、印刷するものです。詳細については、別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。

### <書類提出時に必要なファイル>

- ・ A4判、全書類を綴じることができる厚さの2穴タイプ、耐久性があり背表紙があるものを用意してください。

## 【ポータルと提出書類との関係イメージ図】



## 1-2 公募要領の確認

申請にあたっては、公募要領(及び本事業の交付規程)をよく確認してから手続きを開始してください。以下に、公募要領の中で、特に確認すべき箇所を示します。

### 特に確認すべき公募要領の参照箇所

#### ● 本事業の補助対象となる事業・事例、設備、及び経費

確認項目	内容	公募要領 参照箇所
補助対象事業	補助金交付の対象となる事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-4.補助対象事業</li> <li>1-6.省エネ法特定事業者等の要件について</li> <li>2-2.(Ⅲ)設備単位型の申請要件</li> <li>3-4.申請要件</li> <li>4-2.複数年度事業の要件</li> <li>別表2「エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件」(P.92以降)</li> </ul>
	補助対象と認められない場合	P.10「補助対象事業と認められない場合」
補助対象設備	補助を受けられる設備と基準値、及び要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1.(Ⅲ)設備単位型</li> <li>別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」(P.66以降)</li> <li>3-1.(Ⅳ)エネルギー需要最適化型</li> </ul>
補助対象経費	補助を受けられる経費の範囲	1-10.補助対象経費
補助金額	本事業の補助金額	1-11.補助率及び補助金限度額

#### ● 本事業の補助対象となる事業者、及び申請手続きを行える者

確認項目	内容	公募要領 参照箇所
補助対象事業者	本補助金の交付申請をする者の要件(補助を受けられる者)	1-5.補助対象事業者
申請手続きを行える者	補助事業者	1-5.補助対象事業者
	共同申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-5.補助対象事業者(P.12③、P.16~17)</li> <li>※ 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なり、SIIが定める条件に該当する場合</li> <li>※ 本書「1-6 共同申請について」も併せて確認してください。</li> </ul>
	手続担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-3.申請の手続担当</li> <li>※ 発注予定の設備の販売業者に該当する場合(事業区分(Ⅲ)の場合)</li> <li>※ 本書「1-8 手続担当について」も併せて確認してください。</li> <li>※ (Ⅳ)エネルギー需要最適化型を含む申請の場合は、エネマネ事業者に手続きを依頼することができます。</li> </ul>

#### ● 本事業の申請単位 ※公募要領と併せて、本書「1-5 申請単位について」も参照してください。

確認項目	内容	公募要領 参照箇所
基本の申請単位	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位	1-7.申請単位

#### ● 省エネルギー効果の考え方

➔ 公募要領の「2-2.(Ⅲ)設備単位型の申請要件」を参照してください。



## 事業区分(Ⅲ)及び事業区分(Ⅳ)を組み合わせる申請の際の注意事項

事業区分(Ⅲ)及び事業区分(Ⅳ)を組み合わせる申請の際は、以下の点にご注意ください。

### (c)指定設備

- 設備(c)を設備(d)と組み合わせる場合は、申請者が各自の計算ロジックで省エネルギー量を算出する方法(独自計算)を必ず用いる必要があります。以下、手引きを参照してください。
  - ▶別冊「省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】」
  - ▶別冊「省エネルギー量計算の手引き(生産設備)【指定計算・独自計算】」

### (d)EMS機器

- 補助対象設備としてSIIが登録、及び公表した(d)EMS機器を導入する場合において、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の要件を満たす場合、申請が可能となります。

### 見積について

- 見積書は(c)(d)の導入設備区分毎に取得し、補助対象経費と補助対象外経費については、明確に分けて記載してください。
- 設備(c)の見積については、P.23以降を参照してください。
  - ※ 設備(d)の見積については、参考見積でも可能です。

### ファイリングについて

- 提出書類のファイリングの順番は、「提出書類一覧」の文書番号の順でファイリングしてください。「提出書類一覧」は、P.32～33を参照してください。
- 事業区分(Ⅲ)及び事業区分(Ⅳ)を組み合わせる申請の際は、1つのファイルにまとめてファイリングしてください。

## (Ⅳ)エネルギー需要最適化型の省エネルギー効果について

EMS制御効果と、EMSを活用した運用改善効果の考え方は、公募要領P.35を参照してください。

### <留意事項>

- SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものとする。
- EMSプログラム変更や設定値の変更等による効果は、EMS制御による省エネルギー効果に含むこと。
- EMS機器を活用した省エネ計画による改善の成果を報告し、公表すること。

## 1-3 申請パターンについて ※公募要領「1-8.申請パターン」参照

### 申請パターンと補助率

本事業は、以下の申請パターン表に記載の2パターンに分かれます。

※ ②の場合も1つの補助事業として計画し、1通の交付申請書を作成すること。

#### ● 申請パターン表

申請する事業区分		申請方法
①	(Ⅲ)設備単位	(Ⅲ)設備単位を単独で申請
②	(Ⅲ)設備単位 + (Ⅳ)エネルギー需要最適化型	(Ⅲ)設備単位に加えて (Ⅳ)エネルギー需要最適化型を申請

#### ● 補助率

(Ⅲ)設備単位型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の補助率は、下表のとおりとする。

企業体	(Ⅲ)設備単位型	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
中小企業者等	補助率1/3以内	補助率1/2以内
大企業・その他		補助率1/3以内

### 申請要件の公募要領内の参照先

#### ◆ 事業区分(Ⅲ) 設備単位型

- ・ 1-4.補助対象事業
- ・ 2-2.(Ⅲ)設備単位型の申請要件

#### ◆ 事業区分(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

- ・ 1-4.補助対象事業
- ・ 3-4.申請要件
- ・ 別表2「エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件」

## 1-4 みなし大企業の定義の整理

※公募要領「1-5.補助対象事業者」-「>企業体の定義」参照

本補助金では中小企業者のうち、以下に該当する場合は「みなし大企業」と定義します。

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接、又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。  
※ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は適用しない。
- point** 資本金、又は出資金が5億円以上の法人でも、従業員数が業種別の中小企業の条件を満たす場合を指します。
- 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

### <みなし大企業の定義の整理(前提)>

- 「直接又は間接に100%の株式を保有される」は完全支配関係があるとみなす。
- 「100%の株式を保有される」とは、当該法人の発行済株式のうち、自己保有分を除く株式を全て保有されることを指す。



補助事業者aの自己保有分の発行済株式以外の株式  
→ これらを法人bが全て保有している場合は、  
「法人bは補助事業者aの100%の株式を保有」しています。

なお、以下に該当する発行済株式の割合が5%未満の場合は、自己保有分とは別に定義に係る範囲(保有される範囲)から除きます。

- 株式の取得を目的とした組合(構成員は当該法人(補助事業者a))の株式
  - 新株予約権の行使によって取得された当該法人の株式
- ※ 法人税法施行令 第四条の二 2より

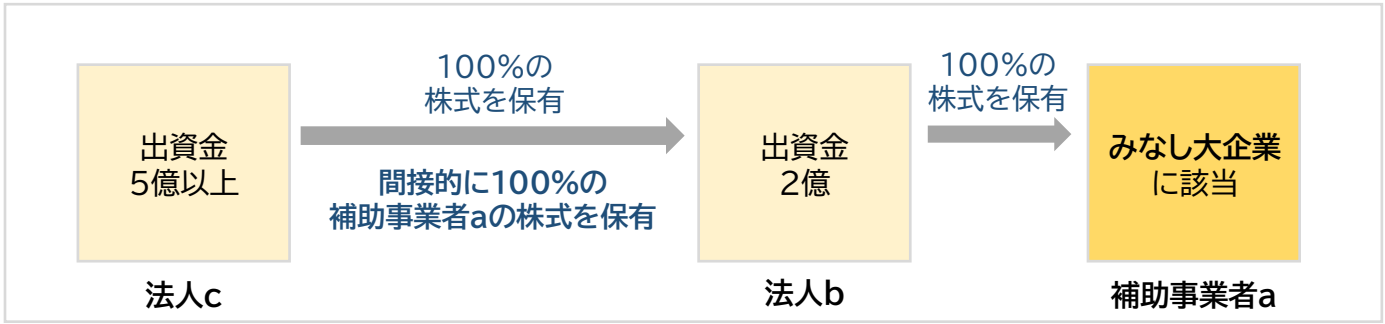
### <みなし大企業の定義の整理①>

資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接100%の株式を保有されている場合はみなし大企業となる。



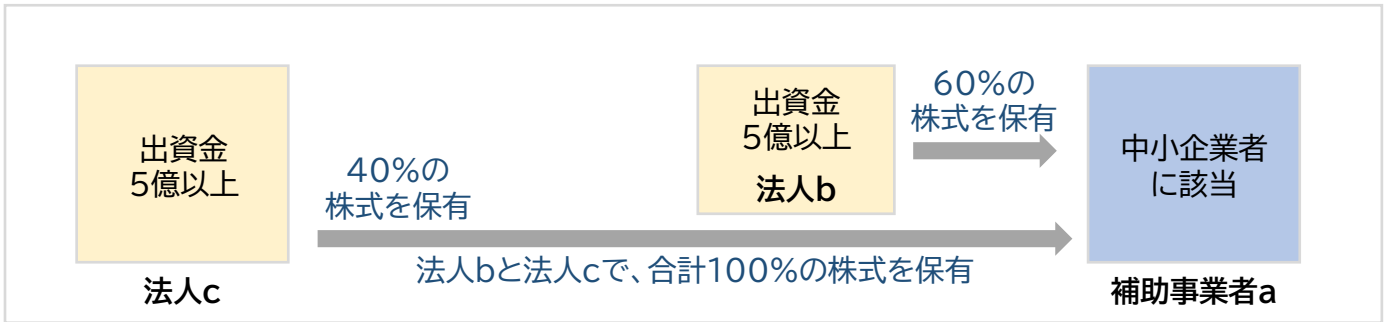
<みなし大企業の定義の整理②>

資本金又は出資金が5億円以上の法人に間接的に100%保有されている場合、その階層が幾重であっても100%保有とみなせる場合はみなし大企業となる。



<みなし大企業の定義の整理③>

「資本金又は出資金が5億円以上の法人」という条件を満たす複数の法人に合計100%の株式を保有されている法人はみなし大企業とはならない。

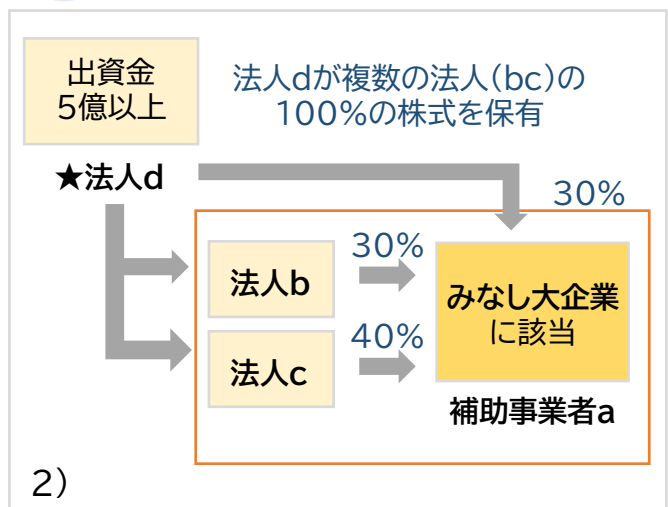
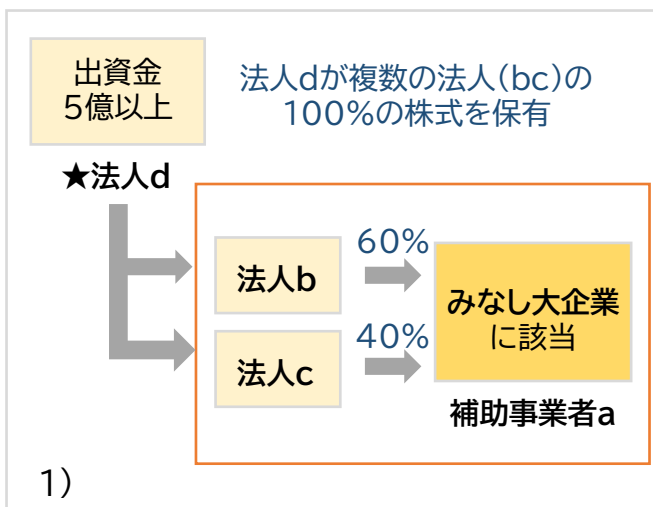


<みなし大企業の定義の整理 ④>

ただし、合計100%の株式を保有する複数の法人が、以下に該当する場合はみなし大企業となる。

- 1) 条件を満たす法人(★)と直接完全支配関係にある場合
- 2) 1)を満たし、かつ条件を満たす法人(★)及び複数の法人が、この法人(補助事業者a)と直接完全支配関係にある場合

**point** 2)の場合、法人bcdで合計で100%の株式を保有する

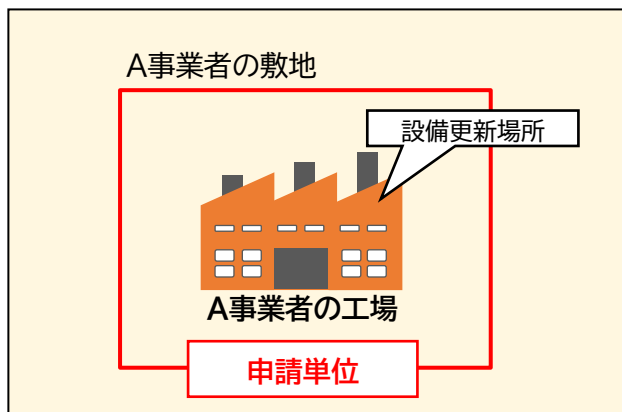


## 1-5 申請単位について ※公募要領「1-7.申請単位」参照

申請単位について説明します。

### 基本の申請単位について

本事業における申請単位は、原則「**エネルギー管理を一体で行う事業所単位**」となります。「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」とは、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを把握している範囲を指します。

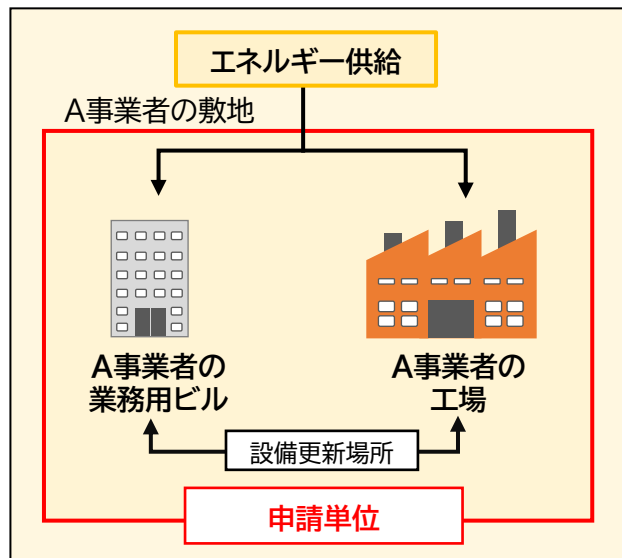


省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合  
定期報告書内の事業所単位で申請してください。

定期報告書を提出していない場合

電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請してください。

※ エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請としてください。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者による共同申請としてください。



同一敷地内に建物が複数ある場合

建物のエネルギー使用量を一元的に管理し、エネルギーコストを把握している場合は、全ての建物を含む敷地内全てが、1つの申請単位となります。

【例】

敷地内に併設された(エネルギー使用量を一元的に管理している)工場と業務用ビルの両方で、設備の更新を行う場合。

工場と業務用ビルを含む敷地内全てが、申請単位となります。

## 1-6 共同申請について ※公募要領「1-5.補助対象事業者」-「>共同申請に該当する申請」参照

共同申請は、交付決定を受けてから補助事業の完了まで、及び補助事業の完了後も処分制限期間の間、共同で補助事業を実施します。共同申請の主な該当ケース、及び該当しないケースを以下に示します。詳細については、公募要領P.16【導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合】を確認してください。

### 主な共同申請に該当するケース

- 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合  
※ リース事業者、及びESCO事業者を利用して申請する場合等
- 複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合

### 主な共同申請に該当しないケース

#### ● 商業用ビル等にて店子として事業を行っている場合の例

原則、建物・設備の所有者が申請者となります(下表の①)。ただし、設備所有者とエネルギー管理者が異なる場合(下表の②)は、エネルギー管理者も共同申請者として申請してください。また、建物所有者と設備所有者が異なる場合(下表の③、④)は、設備所有者が申請者となります。

※ 共同申請に該当しないケースは公募要領P.17「共同申請に該当しない申請」も併せて確認してください。

#### <申請(単独・共同)の例と提出書類>

No.	建物所有者	設備所有者	エネルギー管理者	設備使用者	単独/共同	申請者	提出書類
①	ビル所有者	ビル所有者		店子	単独申請	ビル所有者	店子との契約書等の写し
②		ビル所有者	店子	店子	共同申請	ビル所有者 店子	-
③		店子		店子	単独申請	店子	設備設置承諾書(※)
④		店子		他のエネルギー使用者	単独申請	店子	① 設備設置承諾書(※) ② 店子と他のエネルギー使用者との契約書等の写し

※ ビル所有者が、所有の建物等に店子による設備設置を承諾する書類で、ビル所有者の押印が必要です。詳細については、P.70「添付23 設備設置承諾書」を参照してください。

### 信託財産または信託物件に該当する場合の注意事項

#### ● 導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合

設備の所有者である「信託会社等(受託者)」、「投資会社等(受益者)」等、信託に関わる全ての者による共同申請を行ってください(「投資会社等(受益者)」を共同申請の範囲に必ず含めてください)。

※ 導入する補助対象設備の所有者が信託会社等である場合、店子が信託会社等から設備設置承諾書を取得して単独で申請を行っても、受け付けることはできません。ご注意ください。

※ エネルギー使用量を「設備の使用者」のみが把握している場合は、「設備の使用者」を含め、共同申請を行ってください。

※ 導入する補助対象設備が信託財産となるかわからない場合、事前にSIIに連絡してください。

#### ● 建物の所有者が信託会社であるが、導入する補助対象設備の所有者が店子である場合

上記の表<申請(単独・共同)の例と提出書類>③、④の場合と同様に、店子を申請者としてください。

なお、信託財産にあたらぬことを証明する書類を別途提出する必要があります。

該当する場合、事前にSIIに連絡してください。

## 本事業におけるリース契約の考え方

本事業において、リースを利用して設備を導入する場合、リース契約の要件は、以下のとおりです。

### <リース契約の要件>

- ・リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等による共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とすること。  
※「設備使用者」・・・補助対象設備を実際に使用、及び管理する事業者のこと。
  - ・同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
  - ・リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約、及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
  - ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料・保険料・税金等を明示する書類)を提示すること。
  - ・補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。  
なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。
- ※ 地方公共団体等が実施する公募型プロポーザル方式において、既に公募が行われ、公正な審査により、設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。  
ただし、以下の資料の写しを添付してください。

- ① 提案募集要項(地方公共団体作成)
- ② コンペ等への参加表明書かがみ
- ③ 審査結果通知、審査結果が公表されているもの(ホームページ等)
- ④ グループ構成表
- ⑤ リース契約に関する保証書、覚書

### <リース料金計算の考え方>

本事業におけるリース料金計算についての考え方の例は、下図のとおりです。書類作成時に参考にしてください。

#### 本事業におけるリース料金計算

補助対象経費から、**補助金の額を差し引いた経費**を算出します。

**補助金の額を差し引いた経費**から**金利・手数料等**を算出します。

リース対象費用の元本に金利・手数料等、保険料・諸税等を含めた**全ての金額**が**リース料金の総額**になります。

※ リース料金に補助対象外経費が含まれる場合は、補助金の額を差し引いた金利・手数料等を算出してください。

## バルクリースについて

事業区分(Ⅲ)を単独申請する場合は、バルクリースを利用することができます。

### <バルクリースとは>

バルクリースとは、複数事業者の事業所において、既存設備を一括して高効率設備に更新することにより、初期投資額を低減させ、その低減効果を活かしつつリースを実施する手法のことをいいます。

- バルクリースを利用する際は、本ページに示す申請要件のほか、公募要領P.17「共同申請に該当する申請」-「(3)バルクリースを利用する場合」に記載の注意事項をよく確認してください。

### <バルクリース利用時の申請要件>

バルクリースを利用する場合の申請要件は以下のとおりです。

- ① 複数事業者の4以上の事業所において、同一のバルクリースを活用した事業であること(単一事業者の場合は4事業所であってもバルクリースによる申請は不可)。
- ② 複数の事業所において一括して設備更新を行うことにより、価格低減効果を生むこと。

(次ページに続く)

### <バルクリース利用時の提出書類と注意事項>

前ページの要件を満たし、バルクリースを利用する場合、全ての事業者が提出する書類、通常のリース利用による申請で求められる提出書類に加えて、「バルクリース申告書」を作成、提出する必要があります。

**指定様式はSIIから提供します。バルクリースを活用するリース事業者等は、必ず事前にSIIに連絡し、申請手続きについて指示を受けてください。**



ナビダイヤル TEL:0570-039-930  
※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-0420

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

#### ● バルクリース利用時の注意事項

- ・ バルクリースを利用する場合は、補助対象設備の使用者とリース事業者等の共同申請とし、バルクリースの取りまとめを行うリース事業者等が一括して申請を行うこと。
- ・ リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料・保険料・税金等を明示する書類)、価格低減効果の説明資料(A.設備費における効果、B.工事費における効果、C.その他経費における効果)、バルクリースの実施体制図を提示すること。

※ 上記2点の注意事項のほか、前ページ<リース契約の要件>も満たしてください。



## 1-7 複数年度事業について ※公募要領「4.複数年度事業」参照

単年度での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができます。

原則、複数年度事業は2026年4月以降に事業完了するものが対象となります。

なお、複数年度事業の場合であっても、事業区分(Ⅲ)(Ⅳ)のいずれかの申請要件を満たす必要があります。

※ 本補助金では、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援します(最大で2年事業)。



### 支払いについて

各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度内で支払い金額相当の成果品があること(材料の購入のみは不可)。

※ 前払いに対する成果物が年度をまたぐ場合は、あらかじめSIIIに相談してください。

※ 補助対象経費の支払いが発生しない年度を含む計画においても申請は可能です。

### ● 補助対象経費、補助金について

- 最終年度まで事業を継続すること。

※ 最終年度の完了までに事業を取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

### ● 工事範囲等について

- 実施年度別の事業範囲を明確にするため、初年度から最終年度までの年度毎の工事範囲がわかるように記載すること。

※ 各年度の「事業スケジュール」を提出してください。

### ● 組み合わせ申請時の留意事項

- 事業区分(Ⅲ)と(Ⅳ)を組み合わせで申請した場合、事業全体の補助金上限額は設備単位型とエネルギー需要最適化型、それぞれの上限額の合計額となる。

### ● 事業期間について

- 1年度目 : 交付決定日 ~ 2026年3月31日(火)
- 2年度目 : 2026年4月1日(水) ~ 2027年1月31日(日)

【例】 複数年 2年度事業	2025年度 (1年度目)		2026年度 (2年度目)		
	2025年 6月中旬(予定)	2026年 3月	2026年 4月	2026年 5月~12月	2027年 1月
	● 交付決定日	▼ 1年度目の報告			● 最終事業完了日

## 1-8 手続担当について ※公募要領「5-3.申請の手続担当」参照

事業区分(Ⅲ)における手続担当とは、発注予定の設備の販売事業者が、発注者である補助事業者からの求めに応じて、申請その他の手続を行うことです。

手続きを依頼された販売事業者は、「手続担当者」として申請者の代わりにポータルにログインし、申請書類(交付決定後は各報告書類)の作成・提出、及び修正依頼があった際の対応等、申請その他の手続全般に関する業務を担います。

また、事業区分(Ⅳ)を含む申請の場合は、エネマネ事業者に手続きを依頼することができます。なお、手続担当を行う事業者は、補助事業者と情報共有し、両者が同じ認識のもと手続きを行ってください。

- 手続担当者は、申請者から依頼された手続きについて、善良な管理者の注意をもって間違いや不備のないように手続きを行ってください。ただし、手続担当者が行った業務についての結果に対する責任は、申請者が負うものとします。
- 交付申請だけを行う等、**一部のみを担当することは認められません**。交付決定を受けた場合は必ず、各申請・報告(実績報告・成果報告等)、及びそれらについての問い合わせ、修正依頼への対応等、**事業全体にわたる手続きを行ってください**。  
※ この際、ポータルのアカウント(ユーザ名)の取得とパスワードの設定は、申請者、手続担当者のいずれが行っても構いませんが、申請手続きの途中で対応が継続できなくなる等、申請者に対する不利益が生じないようにしてください。
- SIIは、手続担当者に対して提出した書類に対する問い合わせを行います。  
手続担当者は、申請者の不利益にならないよう、遅滞なく確実な対応を行ってください。  
なお、必要に応じてSIIから申請者に連絡することがありますので、あらかじめご了承ください。

### 手続担当の対象業務

手続担当の対象業務は以下のとおりです。

#### <手続担当が作成する書類>

- ① 交付申請書
- ② 補助事業計画変更承認申請書
- ③ 補助事業事故報告書
- ④ 補助事業実績報告書
- ⑤ 精算(概算)払請求書
- ⑥ 補助事業年度末実績報告書
- ⑦ 成果報告書
- ⑧ その他SIIが指示する手続き

#### <手続担当者の責務、及び不正行為に対する措置>

- 手続担当者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続担当者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- 手続担当者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続担当の停止や、当該手続担当者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

## 1-9 事業区分(Ⅲ)における省エネルギー量計算について

事業区分(Ⅲ)における省エネルギー量計算について説明します。

事業区分(Ⅲ)の補助対象設備は、以下に示す設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録、及び公表したものとします。

補助対象設備(設備区分) ※公募要領「2-1.補助対象設備」((Ⅲ)設備単位型)参照

### ● ユーティリティ設備

- ① 高効率空調(業務・産業用エアコン等) ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ
- ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ
- ⑩ 制御機能付きLED照明器具

### ● 生産設備

- ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン

上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となります。事業区分(Ⅲ)に申請可能な「その他SIIが認めた高性能な設備」は、SIIホームページで公表します。

原則、低炭素工業炉、及び圧縮機(コンプレッサ)を除く産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)は、指定設備として事前に製品型番を公表しないため、申請者自らが基準を満たしている設備であるか確認のうえ、申請してください。

※ SIIが登録、及び公表した設備は、本事業ホームページのメニュー内「設備単位の補助対象設備一覧」を参照してください。

※ 設備区分毎の基準値については、公募要領P.66以降に記載の別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」を参照してください。

## 全設備区分に共通の考え方

### ● 指定計算と独自計算

事業区分(Ⅲ)の省エネルギー量は、ポータルに導入予定設備の稼働時間等を入力することによって、設備(型番)毎に自動的に計算されます(指定計算)。

- ① 事業区分(Ⅲ)を単独申請する場合は、指定計算で算出された値で交付申請することができます。  
※ ただし、申請者が計算式や使用する数値を独自に設定して行う省エネルギー量計算(独自計算)の算出結果をもって申請しても構いません。  
※ 「その他SIIが認めた高性能な設備」を導入する場合や省エネルギー量計算に非化石エネルギーを含む場合は、独自計算を用いて算出してください。
- ② 事業区分(Ⅳ)の設備と組み合わせて申請する場合は、事業区分(Ⅲ)の省エネルギー量は、必ず独自計算で算出してください。

### ● 計算期間

既存設備の計算期間は2023年4月～2024年3月までの12か月間を対象としてください。

### ● 計算裕度

裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が、交付申請時の計画省エネルギー量を未達成とならないようにするために、安全率として設定するものです。

公募要領P.26をよく確認してから設定してください。

## ユーティリティ設備の省エネルギー量計算

ユーティリティ設備の省エネルギー量計算の概要については下表を、各計算方法の概要については別途公開の「省エネルギー量計算の手引き」を参照してください。

計算方法	概要
指定計算	<p>SIIが指定する計算式とSIIが指定する標準的な数値テーブル(負荷率等)を用いて、製品型番登録された導入予定設備の「仕様・能力」から省エネルギー量を計算する方法。</p> <p>※ 必要に応じて、稼働条件を示す証憑を提出してください。</p>
独自計算	<p>① 計算式や使用する数値を事業者が独自に設定し月別に省エネルギー量を計算する方法。</p> <p>※ 計算過程説明書の提出が必要です。詳細については、別途公開の「省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】」P.7を参照してください。</p> <p>※ 第三者にもわかるように独自計算の考え方を示し、計算に用いる数値の根拠について記載してください。</p>
	<p>② SIIが指定する計算式を用いたSII省エネ計算フォーマット(Excelファイル)を使用して計算する方法。</p> <p>導入予定設備の「仕様・能力」は、製品型番登録された値、もしくはカタログ等から把握できる値を使用し、独自で設定可能な負荷率、稼働時間等から省エネルギー量を計算する。</p> <p>※ 負荷率、稼働時間の根拠を示す証憑の提出が必要です。</p> <p>※ 上記フォーマットはSIIのホームページからダウンロード可能です。</p> <p>ダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード」を参照してください。</p>

※ 指定計算又は独自計算を使用して計算した既存設備、及び導入予定設備それぞれの計算結果が適切な値であることを必ず確認してください。特に、既存設備の計算結果については、事業所全体のエネルギー使用量を示す検針票・請求書等の実績値と比較し、事業所全体に対する割合が適切か確認してください。

### <ユーティリティ設備の省エネルギー量計算の手引き>

選択する計算方法、及び設備区分によって、以下のように分かれています。

- ・ 指定計算・・・『省エネルギー量計算の手引き【指定計算(設備区分名)】』
- ・ 独自計算・・・『省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】』

## 生産設備の省エネルギー量計算

生産設備の省エネルギー量計算の概要については下表を、各計算方法の概要については別途公開の「省エネルギー量計算の手引き」を参照してください。

計算方法	概要
指定計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SIIが指定する計算式を用いて、メーカーから提供された「製品情報証明書」、及び事業者が把握している稼働状況(月間稼働時間等)の値をポータルに入力することで、省エネルギー量を簡易に計算することができます。</li> <li>・ 既存設備の性能は、導入予定設備の一代前モデルの性能値を用いて計算を行います。</li> </ul>
独自計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存設備のエネルギー使用量を把握し、かつ導入予定設備のエネルギー使用量、省エネルギー量も適切な根拠に基づいて推計可能な場合、独自に計算を行い登録することができます。</li> <li>・ 省エネルギー量の独自計算書(独自計算の過程(計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの)、及び計算に用いたデータの根拠資料)を提出する必要があります。いずれの資料も、第三者にわかるような平易な書き方で示してください。</li> </ul>

### <生産設備の省エネルギー量計算の手引き>

生産設備の省エネルギー量計算の手引きは、以下に示す1冊です。

- ・ 指定計算、独自計算・・・『省エネルギー量計算の手引き(生産設備)【指定計算・独自計算】』

# 第2章

## 見積の取得と導入設備の選定





## 2-1 補助対象設備について

### 申請できる設備(補助対象設備)について

申請を行う際に、本事業において補助対象となる設備であるかを確認してください。  
 補助対象となる設備は、SIIのホームページ上で確認できます。申請者自身が確認するほか、見積を作成する販売事業者にも情報共有してください。

設備の検索画面のイメージ、及び検索方法は以下のとおりです。  
 事業ページURL: <https://sii.or.jp/setsubi06r/>

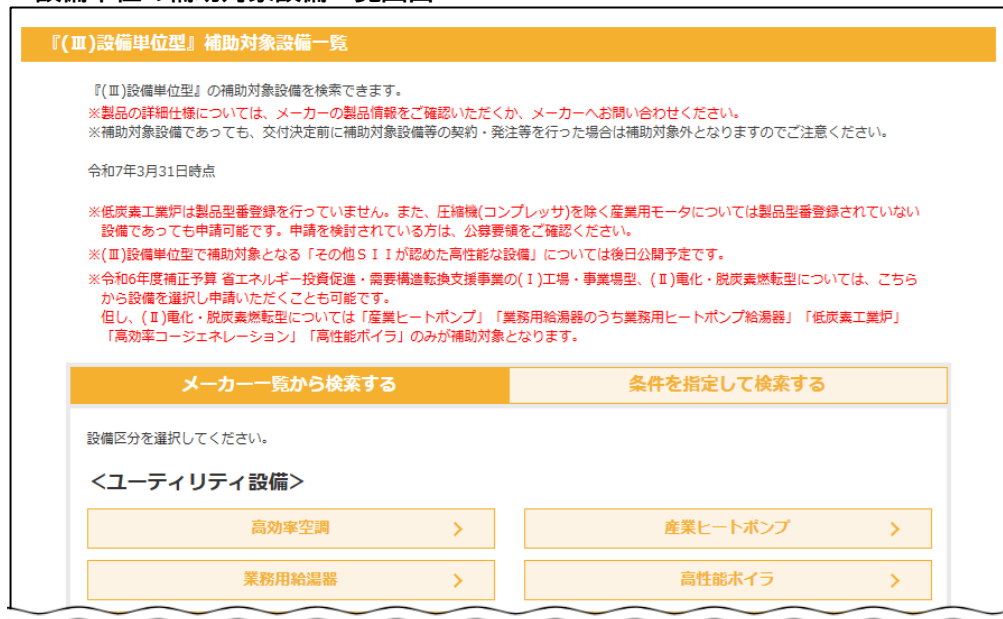
- ① 事業ページに表示された画面の左側のメニューから「設備単位の補助対象設備一覧」をクリックします。



- ② 「設備単位の補助対象設備一覧画面」から、導入設備を検索します。

- ※ 検索方法は、「メーカー一覧から検索する」と「条件を指定して検索する」の2つがあります。
- ※ 「その他SIIが認めた高性能な設備」は、画面上部に掲載された「その他SIIが認めた高性能な設備一覧」を確認してください。

### <設備単位の補助対象設備一覧画面>



## 2-2 見積の取得 ※公募要領「2-1. 補助対象設備」(Ⅲ)設備単位型) 参照

事業区分(Ⅲ)における見積の取得について説明します。事業区分(Ⅳ)における見積は、SIIが公表したエネマネ事業者に依頼してください(自由様式)。

本事業を活用して導入する設備を選定するために、メーカーや販売事業者(以降、メーカー、及び販売事業者を「販売事業者」という。)に見積を依頼します。見積を依頼する際は、見積仕様を提示してください(※)。※見積仕様の例:納期、支払条件、数量等

特定メーカー又は機種を指定しての見積取得を認めますが、異なる販売事業者3者に見積依頼・競争入札等を行ってください。

申請者から販売事業者に見積を依頼する際は、更新を検討する設備区分とともに、必ず公募要領に記載された設備要件を提示して、3者以上の販売事業者に依頼してください(3者見積)。



- 必ず公募要領の以下内容を確認し、SIIが定めた範囲、及び基準を満たす設備の見積書を作成・取得してください。
  - P.28「2.各事業区分の概要(Ⅲ)設備単位型」
  - P.66以降の別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に記載の設備要件、及び補助対象となる設備の範囲(対象範囲)
- 契約・発注行為は、交付決定を受けた後で行ってください。

### 見積取得における注意事項

以下に、見積依頼時(販売事業者には「見積作成時」)の注意事項を示します。必ず申請者と販売事業者とで共有し、本事業の要件を満たす見積を取得し、3者分の見積書を提出してください。

- 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認してください。
- 契約・発注は交付決定後に実施**してください。  
交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません(公募要領「6-1.補助事業の開始」参照)。
- 見積を取得する際には、併せて製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を取得してください。
- 見積は設備区分毎に取得**してください。
- 見積依頼先に同一資本関係にある法人(関係会社等)が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得してください。

P.25以降に、見積書例と、作成時の注意事項を示します。見積取得時に販売事業者と共有してください。



## 2-3 見積の確認

### 3者見積、及び製品カタログ等の取得

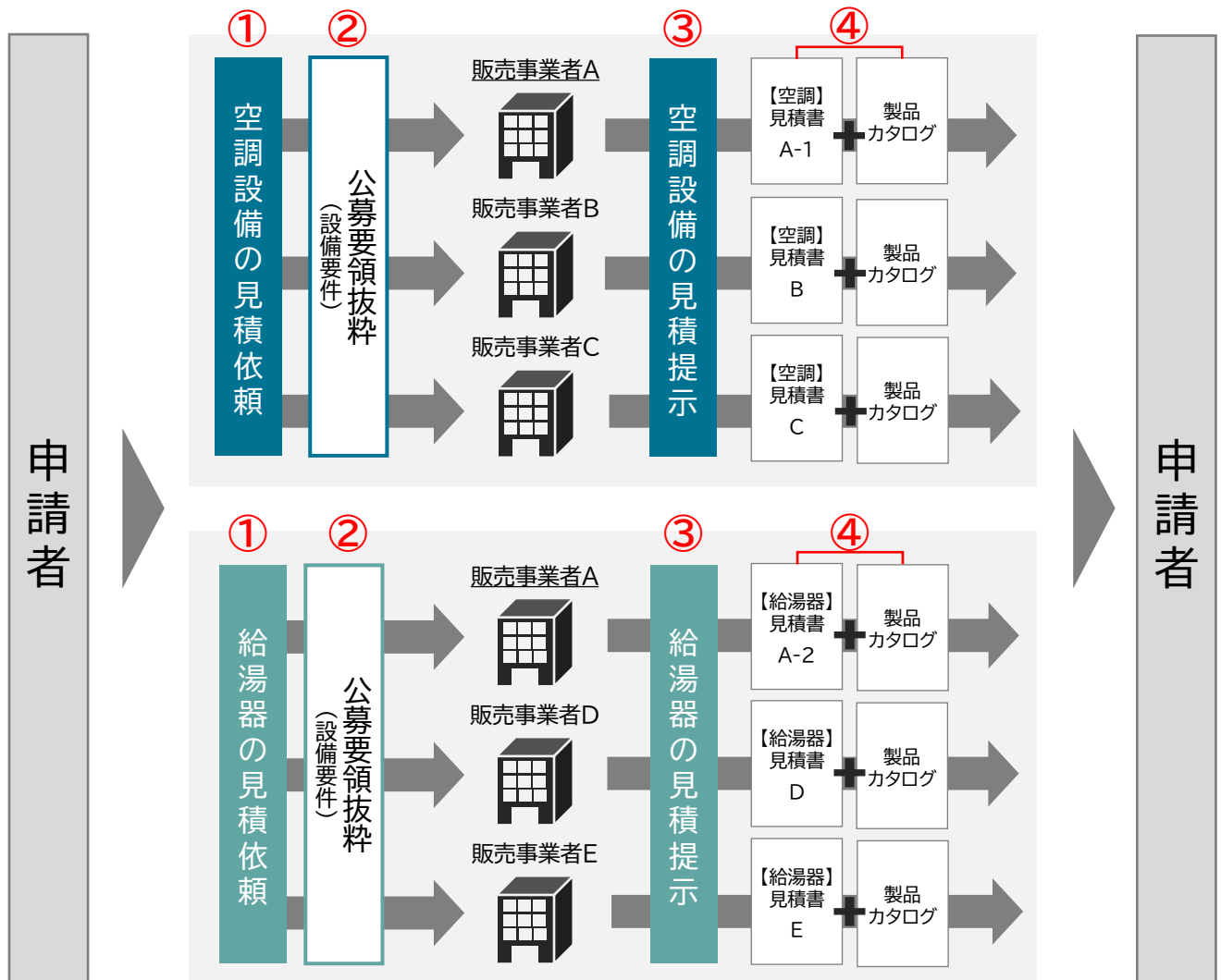
- ① 申請者から販売事業者に対する**3者見積は、必ず設備区分毎に行ってください。**
- ② 依頼の際は必ず公募要領に記載の設備要件を提示し、SIIが定めた範囲、及び基準を満たす設備を選定して見積書を作成するように、各販売事業者の説明してください。
- ③ 販売事業者は、必ず**設備区分毎に見積書を作成**してください。
- ④ 販売事業者は、見積書とともに、必ず見積書に記載の設備の製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を併せて提供してください。

- ※ 複数の設備区分の更新を検討する場合は、**設備区分毎に3者分の見積を依頼**してください。  
 ※ 同一販売事業者であっても、設備区分が異なれば、複数の設備区分の3者見積に参加できません(例:下図の[販売事業者A])。

#### <3者見積の依頼と対応>



**必ず設備区分毎に見積書を取得してください。**



見積書の取得・作成時の注意事項

見積書の取得・作成時の注意事項を示します。「見積書例」における数字は、次ページの「取得した見積書の確認ポイント」の「No.」に対応しています。各項目をよく確認し、不備のない見積書を取得してください。

※ 見積書は設備区分毎に取得してください。

※ SIIが提供する見積書の雛形を使用する場合は、SIIのホームページから「c-2-3-1 見積書(3者分)」をダウンロードしてください。

【c-2-3-1】 見積書 例

高効率空調(ユーティリティ設備)の場合

sample

御見積書

② ○○工業株式会社 御中  
見積番号 : 12-3456  
2025年 ○月 ○日 ④

③ 補助事業名 : ○○工場の省エネルギー事業  
件名 : 電気式パッケージエアコンの導入 ①

株式会社○○空調システム  
営業部 ショールーム課  
共創 太郎

見積合計金額			
総計	¥	4,370,000	
消費税(10%)	¥	437,000	
御見積金額合計	¥	4,807,000	

⑤ 納期 : 2025年 ○月 ○日  
受渡条件 : 試運転完了後  
御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い ⑦  
⑥ 見積有効期限 : 見積後○日 ⑩

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
<b>1.補助対象経費</b>					
■設備費					
【製品名】●●社 NEWシリーズ ECOタイプ	N-ECO2016-KT	⑨			
室外機	RSLIM40	2	台		
室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	10	台		
パネル1 パネル Type1	LX-IBS88-I	5	個		
パネル2 パネル Type2	LX-IBS88-H	5	個		
リモコン ネオ・ホワイトア	KT-LX-WT	10	個		
小計					⑫
<b>2.補助対象外経費</b>					
■設備費					
壁面取り付けブラケット	CGJ-023型	20	式		
小計					
■工事費					
据付費		1	式		
運搬費		1	式		
撤去費		1	式		
配線材・接続材		1	式		
値引き		-	-		
小計					⑬
補助対象経費					
補助対象外経費					
総計					

※ 特記事項

工作機械(生産設備)の場合

sample

御見積書

② ○○工業株式会社 御中  
見積番号 : 12-3456  
2025年 ○月 ○日 ④

③ 補助事業名 : ○○工場の省エネルギー事業  
件名 : 工場機械の導入 ①

株式会社▲▲工業  
営業部 環境 太郎

見積合計金額			
総計	¥	100,350,000	
消費税(10%)	¥	10,035,000	
御見積金額合計	¥	110,385,000	

⑤ 納期 : 2025年 ○月 ○日  
受渡条件 : 試運転完了後  
御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い ⑦  
⑥ 見積有効期限 : 見積後○日 ⑩

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
<b>1.補助対象経費</b>					
■設備費					
【製品名】●●社 立型マシニングセンタ	MILLAGO OV				
主軸操作盤(標準仕様)		2	台	50,000,000	100,000,000
主軸エアブロー(標準仕様)				0	0
小計					⑫ A 100,000,000
<b>2.補助対象外経費</b>					
■設備費					
オイルホール装置(オプション品)				60,000	60,000
小計					B 60,000
■工事費					
据付費		1	式	120,000	120,000
運搬費		1	式	150,000	150,000
撤去費		1	式	120,000	120,000
値引き		-	-	-100,000	-100,000
小計					⑬ C 290,000
補助対象経費					A 100,000,000
補助対象外経費					B+C 350,000
総計					100,350,000

※ 特記事項

生産設備の仕様に関しては、以下を確認してください。

- 標準仕様は、備考欄等に記載し補助対象経費に計上されているか
- オプション等標準仕様でない場合は、補助対象外経費に計上されているか

取得した見積書の確認ポイント

下表に沿って3者から取得した全ての見積書を確認してください。  
 確認の結果、漏れや誤りがあった場合は、販売事業者に該当箇所を伝え、再度見積を取得してください。

種別 / No.	確認項目	確認するポイント	確認済
宛名・件名	① 設備区分毎に分けて3者以上の見積が作成されているか	・複数の設備区分を申請する場合、設備区分毎に見積書が作成されているか。 (設備区分毎につき3者以上の見積書があるか)確認してください。	<input type="checkbox"/>
	② 宛名	・取得した見積書に記載の宛名が、交付申請者と一致しているか。	<input type="checkbox"/>
	③ 補助事業名・件名	・取得した見積書に「補助事業名」、「件名」が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
日付	④ 作成年月日	・公募要領公開日(2025年3月26日(水))以降に作成された見積であるか。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 納期	・納期が、本事業における「事業完了日」である2026年1月31日(土)までの日付で設定されているか。 ※「事業完了日」:導入した補助対象設備を検収、及び事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日	<input type="checkbox"/>
	⑥ 見積有効期限	・交付申請時点で有効(※)な見積書であるか。 ※ 見積有効期限が交付申請日を含んでいる状態	<input type="checkbox"/>
設備情報(金額・支払い)	⑦ 支払条件	・現金払いであることが明記されているか。 ※「現金払い」は、金融機関による振込みとしてください(手渡し等は不可)。 ※ 割賦払いや手形払い等は認められません。	<input type="checkbox"/>
	⑧ 補助対象経費と補助対象外経費	・補助対象経費と補助対象外経費が、明確に分けて記載されているか。 ・補助対象経費の品名・名称が公募要領P.67~90の対象範囲であるとわかるように記載されているか。 ・補助対象外経費は「設備費」と「工事費」が、明確に分けて記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	⑨ セット型番の書き方	・セット型番の場合、代表となる製品名と、その構成品がわかるように記載されているか。 ・セット型番がある制御機能付きLED照明器具の場合、必ずセット型番で記載されているか(ポータルでの検索時、セット型番でないとう結果が出ません)。	<input type="checkbox"/>
	⑩ 導入予定設備の「メーカー名」、「製品名」、「型番」	・取得した見積書に記載された導入予定設備のメーカー名、製品名、型番が、SIIホームページの「設備単位の補助対象設備一覧」に掲載されているか。 ※ 掲載されていない場合は、SIIに連絡してください。 ・左記の各項目の記載が、製品カタログ等の記載と見比べて、文字列が一致しているか。	<input type="checkbox"/>
	⑪ 導入予定設備の「数量」、「単位」、「単価」	・取得した見積書に記載された導入予定設備の「数量」、「単位」、及び「単価」が正しいか。 ・3者見積として適正な価格提示がなされているか。	<input type="checkbox"/>
	⑫ 項目毎の小計	・項目毎の小計が、補助対象、補助対象外に分けてそれぞれ記載されているか。 ※ 同じ項目名であっても、補助対象か否かが異なる場合は必ず分けて記載してください。	<input type="checkbox"/>
	⑬ 値引きがある場合の記載	・値引きの記載がある場合、どの項目から値引きされているかが明示されているか(特に補助対象経費からの値引きか、補助対象外経費からの値引きか)。 ※ 原則、値引きの記載はせず、値引き後の単価・経費で記載してください。 やむを得ず値引き項目を立てる必要がある場合は、個別の項目毎(設備費の場合は型番毎)に値引き額を記載してください。	<input type="checkbox"/>
⑭ 設備の設置・運搬等にかかる費用について(据付・運搬費)	・該当する項目、及び金額が明確に記載されているか。 ・補助対象経費ではなく、補助対象外経費(工事費)に計上されているか。 ・据付費、及び運搬費が別途発注等で補助対象外経費(工事費)に計上されていない場合は、必ずその旨が備考、特記事項等に記載されているか。 例:設備の据付・設置、及び撤去工事は別途発注	<input type="checkbox"/>	

※ 設備の仕様を記載する場合は、仕様の記載欄を設ける等、明確に本体・付帯設備との違いがわかるように記載してください。

## 2-4 製品カタログ等の提出方法、設備の選定

### 製品カタログについて

型番登録されていない「低炭素工業炉」、「産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)」を導入する場合は、他の申請書類と併せて製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください(「添付26 設備の製品カタログ/設備選定に関する資料」)。

#### <申請できる設備(補助対象設備)について>

製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出する際は、以下に示す準備を整えてください(メーカー発行の仕様書を取得した場合は、「製品カタログ」を「メーカー発行の仕様書」と読み替えてください)。

#### <製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)提出の際の準備事項>

No.	確認項目	確認するポイント
1		見積書に記載された全ての補助対象設備(型番)の製品カタログ(申請する補助対象設備(型番)の掲載ページのみ)が揃っているか確認してください。
2	右記①～④が記載されているページに付箋を貼ったか	① 導入する補助対象設備の写真部分(どの設備の導入を検討しているのかを明示してください)
3	右記①～④の記載箇所を蛍光ペン等で囲む等して目立たせたか	② 導入する補助対象設備のメーカー名、製品名、及び型番を示した箇所 ③ 公募要領に記載の設備要件を満たしていることを示す箇所 ④ 省エネルギー量計算で使用する値
4	製品カタログの表紙を揃えたか	メーカー名がわかるよう、必ず製品カタログの表紙を付けて提出してください。

### 商品カタログの例

#### ■製品カタログの該当ページ

PREMIUM社  
プレミアムモーター

■製品情報  
製品名 : プレミアムモーター  
型番 : MTR-55  
出力 : 5.5kW  
電圧 : 200V  
周波数 : 50Hz  
極数 : 6極  
モーター効率 : 91.1%  
効率レベル : IE3

3 蛍光ペン等で該当箇所をマーキングしてください

1

申請設備(型番)の掲載ページのみを提出してください

2

付箋を貼ってください

+

#### ■製品カタログ表紙

PREMIUM社  
トップランナーモーター

モーターカタログ  
2023年版



4

表紙も必ず提出してください(写しでも構いません)

### 設備選定に関する資料について

既存設備と導入予定設備で能力に変動がある場合は、必要に応じてSIIから、能力を変動して設備を選定しなければならない理由がわかる資料を求めますので、大切に保管してください。

導入する補助対象設備の選定

3者以上の販売事業者から取得した見積書を確認し、見積書の合計金額ではなく、**設備区分毎に補助対象経費(設備費)のみ**を比較してください。  
**設備費(補助対象経費)を最安値で提示した見積書**に記載されている設備を、「導入する補助対象設備」としてください。

導入する補助対象設備の選定方法 ※空調設備を決定する例

① 3者以上から見積書を取得します。

御見積書	
〇〇工業株式会社御中	
<b>販売事業者A</b>	
<補助対象経費>	
空調設備 ○○○	¥1,800,000
空調設備 ●●●	¥1,200,000
<b>補助対象経費合計(A)</b>	<b>¥3,000,000</b>
<補助対象外経費>	
設備費(補助対象外)	¥180,000
<b>補助対象外経費合計(B)</b>	<b>¥180,000</b>
<b>見積合計(A)+(B)</b>	<b>¥3,180,000</b>

御見積書	
〇〇工業株式会社御中	
<b>販売事業者B</b>	
<補助対象経費>	
空調設備 ○○○	¥1,900,000
空調設備 ●●●	¥1,300,000
<b>補助対象経費合計(A)</b>	<b>¥3,200,000</b>
<補助対象外経費>	
設備費(補助対象外)	¥80,000
<b>補助対象外経費合計(B)</b>	<b>¥80,000</b>
<b>見積合計(A)+(B)</b>	<b>¥3,280,000</b>

御見積書	
〇〇工業株式会社御中	
<b>販売事業者C</b>	
<補助対象経費>	
空調設備 ○○○	¥2,000,000
空調設備 ●●●	¥800,000
<b>補助対象経費合計(A)</b>	<b>¥2,800,000</b>
<補助対象外経費>	
設備費(補助対象外)	¥400,000
<b>補助対象外経費合計(B)</b>	<b>¥400,000</b>
<b>見積合計(A)+(B)</b>	<b>¥3,200,000</b>

② 販売事業者毎に、補助対象経費(設備費)のみの価格を確認、比較します。

見積合計金額(補助対象外経費を含む)が最低価格の販売事業者Aではなく、**補助対象経費が最低価格**の販売事業者Cを販売事業者として選定します。

<b>販売事業者A</b> ¥3,000,000
(見積合計:¥3,180,000)

<b>販売事業者B</b> ¥3,200,000
(見積合計:¥3,280,000)

<b>販売事業者C</b> ¥2,800,000
(見積合計:¥3,200,000)



③ 補助対象経費(設備費)が最安値の見積書に記載された設備を「導入する補助対象設備」とします。交付決定を受けた補助対象設備の発注は、競争見積を行った3者であれば、いずれの販売事業者でも可とします。

【交付申請を行う導入予定設備の内容】

導入する補助対象設備	…空調設備○○○、空調設備●●●
販売事業者	…販売事業者C
補助対象経費	…¥2,800,000



**まだ発注はしないでください!!**

- ・発注は必ず交付決定を受けた後に行ってください。
- ・交付決定前に締結した契約に基づく設備の導入は、理由にかかわらず補助対象外となります。



# 第3章

## 提出資料の入手・作成



## 3-1 提出資料の入手・作成 ※公募要領「5-4.提出書類一覧」より

交付申請書における提出が必要な書類は、「提出書類一覧」を確認し、作成してください。  
「提出書類一覧」は、書類区分毎に3種類に分けて記載しています。

- 提出書類一覧①(必要書類)
- 提出書類一覧②(導入設備区分毎)
- 提出書類一覧③(添付資料)

書類を作成する場合は、以下に留意してください。

- 提出する交付申請書類は片面印刷してください。
- ダウンロードフォーマットを使用する場合、記入例等の赤字や赤枠は削除してください。  
また、青字は事業に合わせて記載し、黒字に変更してから印刷してください。

### 提出書類の凡例

「提出書類一覧」では、提出が必要な書類を「様式の区分」、及び「導入設備区分毎の書類区分」で色分けして区分しています。

この凡例を以下に示します。次ページ以降も同じ凡例を使用して説明しているので参考にしてください。

#### 様式の区分

##### ポータルから出力

数値や文章を「ポータル」内の該当箇所にデータ入力し、各種帳票を出力します。  
※ 入力項目の詳細や入力時の注意点等については、別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。

##### 指定様式に記入

SIIのホームページから、指定様式(Word、又はExcel形式)をダウンロードして作成します。  
※ ダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード」を参照してください。

##### 自由書式

書類の作成方法、書式に指定はありません。  
作成例を参照し、提出目的をわかり易く示せるように工夫して作成してください(特に図面等)。  
※ A3用紙を使用する場合は、提出時、右半面を折り畳んでA4ファイルに綴じ込んでください。

##### 定型

規定の書面を外部から入手する書類です。

#### 導入設備区分毎の書類区分

c

(c)指定設備に更新する場合、提出対象となる書類です。

d

(d)EMS機器を導入する場合、提出対象となる書類です。



提出書類一覧①(必要書類)

●=必須 ○=該当申請のみ提出 △=組み合わせで申請する場合に提出 ※=複数年度用様式有

全ての申請パターンで共通の提出書類です。

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否		様式の区分	
			(c)	(d)		
共通の提出書類	様式第1	交付申請書(かがみ)	●	●	ポータル出力	
	様式第1	交付申請書(2枚目)	●	●	ポータル出力	
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	●	●	ポータル出力 ※	
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	●	ポータル出力 ※	
	別紙3	役員名簿	●	●	指定	
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	●	ポータル出力
	1-1 (別紙1)		事業者情報	●	●	ポータル出力
	1-1 (別紙2)		手続担当申請書	○	○	ポータル出力
	1-1-2		資金調達計画	●	●	ポータル出力 ※
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	●	ポータル出力 ※
	1-2		所要資金計画(総括)	△	●	指定
	1-3		発注区分表(総括)	△	●	指定
	1-4		導入前後の比較図	△	●	指定
	1-5		新設備の配置図	△	●	自由
1-6	事業場の全体図		△	●	自由	
1-7	事業スケジュール		○	●	指定 ※	

提出書類一覧②(導入設備区分毎)

●=必須 ○=該当申請のみ提出 △=組み合わせで申請する場合に提出 ※=複数年度用様式有

申請する導入設備区分に応じて提出が必要な書類です。書類の説明はP.34以降を参考にしてください。

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否		様式の区分	
			(c)	(d)		
導入予定設備別の提出書類 ※	c-2-1	事業概要 (c)指定設備	△	-	ポータル出力 ※	
	c-2-2	省エネルギー計算総括表	●	-	ポータル出力	
	c-2-2-1	c	エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)	●	-	ポータル出力
	c-2-2-2		エネルギー使用量計算書(設備毎/既存設備)	●	-	ポータル出力
	c-2-3		見積金額一覧表	●	-	ポータル出力
	c-2-3-1	見積書(3者分)	●	-	指定 自由	
	c-2-4	発注区分表	●	-	ポータル出力	
	c-2-5	導入設備一覧	●	-	ポータル出力	
	d-3-1	d	事業概要 (d)EMS機器	-	●	ポータル出力 ※
	d-3-2		EMS活用計画書	-	●	指定
	d-3-3		参考見積書 (d)	-	●	自由
	d-3-4		新設備の配置図 (d)	-	●	自由
	d-3-5		システム概要図	-	●	指定
d-3-6	計測・制御対象一覧		-	●	指定	

※ 単独申請の場合は該当する導入設備区分の提出書類を作成し、組み合わせ申請の場合は導入予定設備が紐づく導入設備区分毎に提出書類を作成してください。

提出書類一覧③(添付資料)

●=必須 ○=該当申請のみ提出 △=組み合わせて申請する場合に提出

条件に該当する場合のみ提出が必要な書類です。書類の説明はP.34以降を参考にしてください。

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否		様式の区分		備考
		(c)	(d)			
添付1	会社情報(法人概要申告書)	●	●	指定	自由	
添付2	決算書	●	●	自由		直近1年分の単独決算の貸借対照表を提出(決算短信でも可。表紙も提出) ※ 地方公共団体は提出不要
添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	指定		
添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書	●	●	定型		
添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	定型		
添付6	省エネルギー量独自計算書	○	-	指定	自由	[ユーティリティ設備]独自計算選択時に提出
添付7	製品情報証明書	○	-	指定		[生産設備]指定計算選択時に提出
添付8	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	○	自由		
添付9	定期報告書の「特定第1表」の写し	○	○	定型		
添付10	開示制度に参加していることを証する資料	○	○	定型		
添付11	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	○	定型		評価項目
添付12	省エネ診断報告書(表紙)の写し	○	○	自由		評価項目
添付13	パートナーシップ構築宣言の写し	○	○	定型		評価項目
添付14	中長期計画書の写し	○	○	指定	定型	
添付15	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	○	定型		評価項目
添付16	経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し	○	○	定型		評価項目
添付17	補助事業の実施体制	-	○	指定		組み合わせ申請、かつ共同申請の場合提出
添付18	対象設備に関するリース契約書案	○	○	指定	自由	リース契約時に提出
添付19	対象設備に関するリース料計算書	○	○	指定	自由	
添付20	ESCO契約書案	○	○	自由		ESCO契約時に提出
添付21	ESCO料金計算書	○	○	自由		
添付22	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	自由		
添付23	設備設置承諾書	○	○	指定		
添付24	事業実施に関連する事項	○	○	指定		
添付25	代替燃料確保の確証	○	-	自由		
添付26	設備の製品カタログ/設備選定に関する資料	○	-	指定	自由	
添付27	令和5年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し	○	○	定型		
添付28	パートナー金融機関による確認書	○	○	定型		評価項目

## 書類作成時の注意事項

全ての書類の入手・作成時に、特に注意していただきたい事項を記載します。  
注意事項をよく読み、不備のない書類を提出してください。

- ・「不備のない書類」: 提出する書類が、本事業に関する書類に記載の要件を満たしていること。

### < 第三者から取得する書類における不備対策について >

- ・ 販売事業者や手続担当者等、第三者から取得する書類は、あらかじめ、作成する第三者に対して本書の該当ページを情報共有する等し、不備のない状態で取得してください。

### < 押印について >

- ・ 金融機関やその他第三者が関係する書類については、必要に応じて押印してください。
- ・ 押印した印の印影がかすれている場合や社名等が読み取れない場合は、正しい印が押されていても不備となることがあります。写し(コピー)を提出する場合で原本の印影が薄い場合は、コピーを濃くとり等、誰のどのような印が押されているのかが明確に確認できる状態で提出してください。

### < 訂正印について >

- ・ 原則、書類の訂正を行う場合は、正しい内容の書類を再度入手し提出してください。  
上記の対応が困難な場合に限り、訂正箇所<sup>①</sup>に二重線を引いたうえで、書類作成上の責任者の印を押して提出してください。
- ・ ポータルから出力する書類については、訂正印による訂正は認められません。必ずポータルのデータを修正して書類を再度出力し、提出してください。

### < 写し(コピー)を提出する場合について >

- ・ コピーした書類の文字、印影がはっきり読み取れる状態であることを確認のうえ、提出してください。
- ・ 白黒コピーを使用し、カラーコピーは使用しないでください(原本かどうか見分けにくくなるため)。
- ・ 両面コピーではなく、必ず片面コピーとしてください(裏面への写り込みを防ぐため)。

### < 書類の提出 >

- ・ 書類は全てを1冊のファイルにまとめて、一度に提出してください。
- ・ 書類の郵送前に、SIIが提供する「提出書類チェックシート」を使って、書類が揃っているか、また正しい内容で準備されているかよく確認してください。チェックシートはSIIのホームページからダウンロードできます。  
※ 提出されたファイルに不備、不足があった場合は、SIIから連絡します。全ての書類の不備が解消するまでご対応いただく必要があります。
- ・ 審査の必要性等により、公募要領、及び本書で示した書類以外の書類を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

### < 提出された書類について >

- ・ 原則、提出いただいた書類は、返却しません(申請を取り下げた場合も含む)。やむを得ない理由で返送が必要な場合は、着払いにて申請者(手続担当を利用している場合は手続担当者)に返送します。
- ・ 必ず提出前に全てのページの写しをとり、提出物と同じ書類の順序でファイリングしたものを副本として1部保管し、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。また、提出後に修正等が生じた場合は、副本も併せて修正を行ってください。
- ・ 作成した副本は、事業完了日の属する年度の終了後5年間必ず保管してください。



- ・ 交付申請書類は、国庫を財源とする補助金の交付を申請する大切な書類です。
- ・ P.32～33「提出書類一覧」をよく読み、提出書類が不足していないか確認してください。
- ・ 本書の説明、注意事項をよく読み、正しい内容の交付申請書類の作成・提出をお願いします。

指定様式のダウンロード

P.32～33の表で「指定」とされている書類の様式(フォーマット)は、SIIホームページ内の本事業のページからダウンロードしてください。

● ダウンロード手順

本事業のページで[公募情報]をクリックし、表示された画面を下方へスクロールして「申請様式一式」をクリックします。

● 必要な様式の選択

ダウンロードされたフォルダには、P.32～33の表で「指定」とされている書類(事業区分(Ⅲ)の単独申請用の書類)のほか、事業区分(Ⅳ)で申請する場合に提出が必要な書類が、まとめて格納されています(※)。下表を参考に、必要なファイルを選択して書類を作成してください。

※ 下表で、ダウンロードされるフォルダのファイル構成を示します。ここでは、格納されているフォルダと、各フォルダに保存されている主なファイル名を示します。



<ダウンロードされる指定様式一覧>

フォルダ名	ファイル名
01_共通	別紙3_役員名簿
	1-2_所要資金計画(総括)
	1-3_発注区分表(総括)
	⋮ (以降、全ての申請パターンで共通の書類が格納されています。)
02.c	c-2-3-1_見積書(3者分)
03.d	d-3-2_EMS活用計画書
	d-3-5_システム概要図
	⋮ (以降、導入予定設備(d)の「指定」書類が格納されています。)
04_添付	添付1_会社情報(法人概要申告書)
	添付3_中小企業者であることの宣誓書
	⋮ (以降、添付資料のフォーマットが格納されています。)
添付6	導入予定設備(c)用「省エネルギー量独自計算書」ファイルが格納されています。
添付7	導入予定設備(c)用「製品情報証明書」ファイルが格納されています。

## 3-2 提出資料の詳細

### 【様式第1】 交付申請書(かがみ)

ポータルから出力

<併せて確認する書類>

- ・ 会社情報
- ・ 商業登記簿謄本
- ・ 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本

文書管理番号を付けた場合に、当該番号が印字されます。

「申請書登録 画面」で入力した日付が印字されます。

### 【様式第1】 交付申請書(2枚目)

ポータルから出力

<併せて確認する書類>

- ・ 見積金額一覧表
- ・ 見積書

事業区分(Ⅲ)設備単位型単独申請の場合は、実施場所入力の事業所名称を入力すると、「補助事業名」が印字されます。

※ 印字内容は以下のとおり：  
「事業所名称」+「の省エネルギー化事業」

申請年度に合わせて金額が表示されます。

完了予定日が「2026年1月31日」以前に設定されているか確認してください。  
※ 複数年度事業で申請する場合は「2027年1月31日」以前

【別紙1】 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

ポータルから出力

<併せて確認する書類>

- ・見積金額一覧表
- ・見積書

別紙1 項番 1/2

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

【事業全体】 (単位: 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の交付申請額
設計費			(c) 1/3以内	
設備費				
工事費				
消費税				
合計				

【2025年度分】 (単位: 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の交付申請額
設計費			(c) 1/3以内	
設備費				
工事費				
消費税				
合計				

「補助金の交付申請額」の金額が印字されます。

複数年度事業の場合、2年度目の金額が2枚目に出力されます。

【別紙2】 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

ポータルから出力

<併せて確認する書類>

- ・見積金額一覧表
- ・見積書

別紙2 項番 1/2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

【事業全体】 (単位: 円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費				計
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	
設計費					
設備費					
工事費					
消費税					
合計					

【2025年度分】 (単位: 円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費				計
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	
設計費					
設備費					
工事費					
消費税					
合計					

見積書に記載された設備費の金額と一致しているか確認してください。

複数年度事業の場合、2年度目の金額が2枚目に出力されます。



【1-1(別紙1)】事業者情報

ポータルから出力

<併せて確認する書類>

- ・商業登記簿謄本

The form contains two main tables. The first table, 'Business Information' (事業者情報), includes fields for business name, address, and registration details. The second table, 'Business Registration Information' (商業登記簿情報), lists various registration numbers. Red dashed boxes highlight the 'Business Registration Number' (会社法人等番号) and 'Business Registration Number' (商業登記簿番号) fields in both tables.

※「実施場所」を登録していない事業者(ESCO、リース事業者等)は空欄で印字されます。

商業登記簿謄本と一致しているか確認してください。

※「会社法人等番号」は、商業登記簿謄本に記載の12桁の番号であり、「法人番号」(13桁)ではありません。ご注意ください。

事業者を複数登録した場合は、全ての事業者分の書類が印刷されているか確認してください。

【1-1(別紙2)】手続担当申請書

ポータルから出力

内容が正しいことを確認してください。

<併せて確認する書類>

- ・見積金額一覧表
- ・見積書

商業登記簿謄本、又は青色申告書に記載されている内容を入力してください。

- ・本店所在地
- ・商号、又は名称
- ・代表者役職、代表者名

商業登記簿謄本に記載された12桁の「会社法人等番号」を転記したか確認してください。

The form is titled 'Procedure Responsible Application Form' (手続担当申請書). It includes fields for the applicant's name, address, and representative information. Red dashed boxes highlight the 'Address' (住所) field and the 'Company Registration Number' (会社法人等番号) field. A red arrow points from the 'Company Registration Number' field to the explanatory text on the left.

実際に手続きを行う担当者情報を入力してください。

※ 交付申請だけでなく、申請後の問い合わせ、SIIからの修正依頼対応、その他各報告書作成対応まで、責任をもって手続きを行える方を入力してください。





【c-2-2】省エネルギー計算総括表


ポータルから出力

c-2-2 省エネルギー計算総括表

■事業による省エネルギー量

設備区分	事業実施前 原価換算使用量 (k1/年)	事業実施後 原価換算使用量 (k1/年)	省エネルギー量 (k1/年)	裕度 %	計画省エネルギー量 (原価換算 k1/年)	
					計	削減率
高効率空調						
産業ヒートポンプ						
業務用給湯器						
高性能ボイラ						
高効率コージェネ レーション						
低炭素工業炉						
照明機能用さ LED照明器具						
工作機械						
プラスチック加工機 械						
プレス機械						
印刷機械						
ダイカストマシン						
その他高性能設備						
事業全体						

内容に誤りがないか、確認してください。  
詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

21 


【c-2-2-1】エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)

ポータルから出力

c-2-2-1 エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)

設備区分		原価換算使用量合計						
No.	設備名称/ 更新範囲	製品名	型番	台数	仕様 (出力・能力)	年間 運転時間	年間 エネルギー 使用量	原価換算 使用量
1								
2								
3								
4								
5								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

内容に誤りがないか、確認してください。  
詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

21 

【c-2-2-2】エネルギー使用量計算書(設備毎/既存設備)

ポータルから出力

内容に誤りがないか、確認してください。

詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

既存設備のエネルギー使用量は、事業所全体のエネルギー使用量を示す検針票や請求書等の実績値と比較し、事業所全体に対する割合が適切であるか確認してください。

<指定計算を用いてGHPを申請する場合>

【年間エネルギー使用量について】

「年間エネルギー使用量」の上段に表示されるガスのエネルギー使用量の単位は、指定計算の場合、「kWh」で表示されます。以下の計算式を基に「m<sup>3</sup>」、「kg」に換算のうえ、検針票や請求書等の実績値と比較してください。

【計算式】

$$\text{表示されているガスのエネルギー使用量 [kWh/年]} \times \text{熱量変換係数 3.6 [MJ/kWh]} \div \text{使用しているガスの熱量換算係数 [MJ/m}^3\text{,kg]} = \text{換算されたガスのエネルギー使用量 [m}^3\text{,kg/年]}$$

また、下段に表示される電気のエネルギー使用量は、指定計算の場合、1次エネルギー換算された値が表示されます。以下の計算式を基にエネルギー使用量を算出し、検針票や請求書等の実績値と比較してください。

【計算式】

$$\text{表示されている電気のエネルギー使用量 [kWh/年]} \times \text{換算係数 0.369} = \text{換算された電気のエネルギー使用量 [kWh/年]}$$

【c-2-3】見積金額一覧表

ポータルから出力

見積書と内容が一致しているか確認してください。

【c-2-3-1】見積書(3者分)

自由書式

又は

指定様式に記入

記入の際の注意事項・例につきましては、P.25「見積書例」を参考にしてください。

【c-2-4】 発注区分表

ポータルから出力

内容が正しいことを確認してください。

<併せて確認する書類>

- ・見積金額一覧表
- ・見積書

発注先毎の見積書に記載された金額(合計、及び内訳)と一致しているか確認してください。

設備毎の金額が、見積書に記載された金額と一致しているか確認してください。

最長の法定耐用年数(処分制限期間)が正しいか確認してください。

【c-2-5】 導入設備一覧

ポータルから出力

内容が正しいことを確認してください。

<併せて確認する書類>

- ・見積金額一覧表
- ・見積書
- ・製品カタログ・仕様書

導入する設備で型番マスタを使用した場合、「No.」に「※」が印字されているか確認してください。

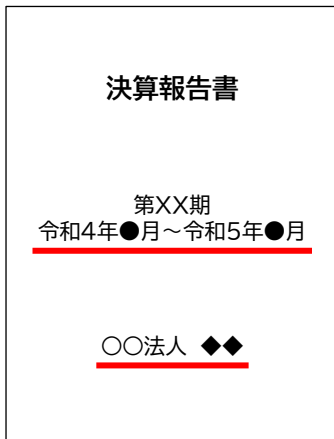
見積書に記載された設備情報と文字列が一致しているか確認してください。



直近1年分の**単独決算**の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可)。

- ※ 1法人下に複数の事業所が存在する場合は、交付申請の対象となる事業所のみではなく、法人全体の決算書類を提出してください。
- ※ **個人事業主**は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付してください(「添付4」参照)。  
青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は**必ずマスキングして提出してください**。
- ※ 地方公共団体は提出不要です。ただし、民間企業と合同で出資、経営する**第三セクターに該当する法人等**は提出してください。

● 表紙 例



<チェックリスト>

- 提出する決算書類の単位が正しいか。
- 決算期が明記されているか。

● 貸借対照表 例 ※下図はイメージです。

貸借対照表 ●年●月●日現在	
資産の部	負債の部
(流動資産)	(流動負債)
	(固定負債)
(固定資産)	負債合計
	純資産の部
	純資産合計
資産合計	負債、及び純資産合計

貸借対照表について、「連結決算」の提出では受け付けられませんので、ご注意ください。

[添付3] 中小企業者であることの宣誓書

c d 指定様式に記入

設備使用者が中小企業者の場合のみ指定様式で作成してください。

出資者、及び出資比率を示すとともに、指定様式に記載されたチェック項目を用いて中小企業者であることについて宣誓し、提出してください。

なお、出資者、出資比率については、株主名簿を提出いただいても構いません。その場合は、中小企業者であることの宣誓のために本指定様式も併せて提出が必要ですが、出資者等の記載は不要です。

※ 指定様式のダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード」を参照してください。

※ 作成方法については、指定様式内「入力例」シートを参照してください。

※ 出資者が10名以上いる場合、出資者名⑩にその他としてまとめて記入してください。

● 中小企業者であることの宣誓書 例

**設備使用者が中小企業者の場合のみ指定様式で作成する必要があります。**

**中小企業者であることの宣誓書**

作成日(1次公募開始日(2025年3月31日)以降の日付)を記入してください。

1. 株主名簿  
株主名簿(出資者、出資比)を提出、又は以下に出資者と出資比率を記載してください。

( 2025 年 〇 月 〇 日 現在 )

出資者名	出資比率(%)
① ○○○	▲▲%
② □□□	××%
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
合計	100.0%

全ての株主、及び出資者を、出資比率順に記載してください。

各出資者の出資比率を記入してください。

合計が「100.0%」になっていることを確認してください。

出資者が10名以上いる場合、⑩にその他としてまとめて記入してください。

2. 以下の項目についてチェックするかたちで宣誓してください。

確定している(申告済みの)最近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと(以下のいずれかにチェックしてください)。課税所得額が15億円超の年がある場合は、過去3年分の課税所得額を記載してください。

過去3年の課税所得額はいずれも15億円以下である

過去3年のうち課税所得額は15億円超の年がある

2つの項目についても、いずれかをチェックしてください。

課税所得額	前年	2年前	3年前
	●●●億円	●●●億円	●●●億円

課税所得額と単位を記入してください。

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求められます。

<チェックリスト>

「中小企業者であることの宣誓書 - 項目1について」

- 全ての株主、及び出資者を、その出資比率順に記載したか。
- 「株主名又は出資者名」が企業の場合、法人格を省略することなく正確に記載されているか。株主が個人の場合、姓名を匿名ではなく本名で記載したか。
- 出資比率の合計が100.0%になっているか。
- 作成日(1次公募開始日(2025年3月31日)以降の日付)を記入しているか。

「中小企業者であることの宣誓書 - 項目2について」

- 該当項目にチェックを入れたか、必要に応じて金額と単位を記入したか。

[添付4] 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)

c

d

定型

発行から6か月以内の、商業登記簿謄本を提出してください。

法務局が発行した、登記官印が確認できるものが必要です。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」から取得するPDFを印刷したものを提出しても構いません。

なお、個人事業主については、本ページ下部に記載の〈個人事業主の場合〉を参照してください。

※ 写しでも可。

※ 共同申請する場合は、全ての共同申請者について同様に商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を取得し、提出してください。

※ 設備使用者が複数いる場合は、全ての設備使用者の商業登記簿謄本を取得し、提出してください。

※ 地方公共団体は提出不要です。ただし、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターに該当する法人等は提出してください。

● 商業登記簿謄本 例

履歴事項全部証明書

商号		
本店		
本店		平成19年10月1日住所表示実施 平成19年10月15日登記
公示する方法	官報に掲載してする。	
会社成立の日付		
目的	一切の業務	
発行可能株式総数	2万株	
発行済株式の総数及び種類	発行済株式の種類 5,000	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法理第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	平成14年12月20日就任
	取締役	平成16年12月20日就任
	取締役	平成17年4月14日登記
	取締役	平成18年12月29日就任
	取締役	平成19年3月13日登記

1/2

〈個人事業主の場合〉

個人事業主は、青色申告者である必要があり、また、以下2種類の書類を提出する必要があります。

- ① 確定申告書
- ② 所得税青色申告決算書の写し

※ 「確定申告書」は令和6年分の書類を提出してください。

※ 青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングして提出してください。

※ 電子申告(e-Tax)を行った場合は、申告が受け付けされていることがわかる証憑を提出してください。

具体的には、国税電子申告・納税システムの「メッセージボックス一覧」で確認できる受信結果(受信通知)のスクリーンショットをA4サイズで印刷し、他の書類と併せて提出してください。



[添付5] 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本


c d 定型

補助対象設備を導入する建物について、発行から6か月以内の、建物の登記簿謄本を提出してください。法務局が発行した、登記官印が確認できる建物登記簿謄本を提出してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」から取得するPDFを印刷したものを提出しても構いません。  
 なお、建物が1棟の場合はその建物分のみ、設置場所が複数の建物にわたる場合は、それら全ての建物の登記簿謄本を提出してください。

- ※ 写しでも可。
- ※ 建物の現在事項証明書でも可。
- ※ 建物所有者と設備使用者が同一であることを確認してください。同一でない場合は、建物登記簿謄本と併せて「添付23 設備設置承諾書」を提出してください。
- ※ 地方公共団体は提出不要です。ただし、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターに該当する法人等は提出してください。
- ※ 建物未登記の場合は、代わりに「固定資産評価証明書」を提出してください。  
 その際、該当の住所や建物の「種類・構造」を示した箇所をマーカー等でマーキングしてください。
- ※ 専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備更新は対象外とします。

● 建物の登記簿謄本 例

全部事項証明書 (建物)				
表題部 (主である建物の表示)		種類	不動産番号	
所在地番号	用途			
所在地				
用途番号				
① 種類	② 構造	③ 床面積	㎡	登記及びその日付【登記の日付】
所在地	用途	用途		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権移転			
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	居住権設定			
2	借居権設定			
3	1審定借居権			
登記官				
* 下線のあるものは附随事項であることを示す。 種類番号 ( 1 / 1 ) 1 / 1				

 導入する設備は既存設備の設置場所に設置してください。新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は補助対象外です。ただし、既存の事業所を移設する際に既存の設備を更新する場合は対象とします。

[添付6] 省エネルギー量独自計算書

C

指定様式に記入

又は

自由書式

ユーティリティ設備を導入し、省エネルギー量計算を独自計算で行う場合に、省エネルギー量計算の過程、及び結果の証憑書類として提出する書類です。

独自計算を行う場合は、省エネルギー量独自計算書(独自計算の過程(計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの)、及び計算に用いたデータの根拠資料)を提出する必要があります。

※ 提出する資料は、第三者にわかるような平易な書き方で示してください。

特に「計算に用いたデータの根拠資料」は、導入前後の設備の仕様がわかる資料を添付してください。

提出する資料のうち、一部設備の[計算式]については、SIIから提供する申請サポートツール[SII省エネ計算フォーマット]を代替として作成・提出しても構いません。フォーマットは、設備区分、かつ種別毎に用意されています。

※ 設備区分・種別毎のツールの用意有無については、「省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】」のP.4「計算方法の概要」に記載の表を参照してください。

※ ダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。

● 省エネルギー量独自計算フォーマット 例  
[高効率空調]の[電気式パッケージエアコン]の場合

電気式パッケージエアコン SII省エネ計算フォーマット Ver.1.0

本シートは、エネルギー使用量を簡易的に計算するための申請サポートツールです。本ファイルを使用したことにより利用者が生じた損害に関しては、当団体は一切の責任を負わないものとします。

なお、本シートは「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(Ⅰ)工場・事業場型」のうち指定設備を導入する場合、又は「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)設備単位型」でのみ利用できます。

入力項目

■ 基本情報

既存/導入予定		「既存設備」「導入予定設備」から選択
NO.		本計算書の結果を反映して作成した様式の番号を入力

■ 設備情報

メーカー	〇〇株式会社	「計算する設備のメーカー名を入力」
製品名	エコエアコン	「計算する設備の製品名を入力」
型番	NEW-224TMAX	「計算する設備の型番を入力」

-----以降の項目を使って計算します。入力内容に間違いの無いよう、十分注意して入力して下さい。-----

■ 仕様

空調用途	店舗用	「店舗用」「ビル用マルチ」「設備用」から選択	
インバータ制御	有り	インバータ搭載機は「有り」を選択	
能力	冷房	6.0 kW	製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
	暖房	6.3 kW	製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
消費電力	冷房	1.6 kW	製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
	暖房	1.6 kW	製品カタログ・仕様書に記載された値を入力

■ 設備条件

事業実施場所都道府県	石川県	「設備の設置場所都道府県名を選択」	
設置年	2025年	「設置年を登録」	
運転条件	建物用途	店舗	「店舗」「事務所」「その他」から選択 任意で負荷率を設定する場合は「その他」を選択
	台数	1	「室外機の台数を登録(単角)」

■ エネルギー使用量

月	運転種別	定格能力 (kW)	平均COP	平均負荷率 (%)	稼働時間 (h)	エネルギー使用量 (kWh)
4月	冷房	6.0	7.78	14.7%	620.00	70.1
5月	冷房	6.0	8.18	24.8%	560.00	101.3
6月	冷房	6.0	7.86	30.5%	620.00	143.7
7月	冷房	6.0	6.43	54.6%	600.00	304.6
8月	冷房	6.0	6.19	58.7%	620.00	349.3
9月	冷房	6.0	7.47	37.2%	600.00	178.5
10月	暖房	6.3	6.55	14.8%	620.00	88.0
11月	暖房	6.3	6.97	24.5%	620.00	136.7
12月	暖房	6.3	6.17	45.0%	600.00	275.4
1月	暖房	6.3	5.70	56.5%	620.00	385.3
2月	暖房	6.3	5.85	52.9%	600.00	339.6
3月	暖房	6.3	6.42	38.9%	620.00	236.3
合計					7,300.00	2,608.8

指定負荷率使用 既設設備に関するエネルギー使用量の計算結果と実際の燃料使用量とを照合する場合は、建物用途「その他」を選択し、実際の燃料使用量に合うよう負荷率を調整してください。

【運転種別】「冷房」「暖房」から選択

【平均負荷率】「その他」を選択した場合、数式を削除した上で任意の負荷率を登録

【稼働時間】月毎の稼働時間を入力

【エネルギー使用量】表格内の数値を補助事業ポータルに転記



[添付9] 定期報告書の「特定第1表」の写し

c

d

定型

年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である申請者(設備使用者)は、直近で提出済みの省エネ法上の「定期報告書の特定第1表(写し)」を提出してください。  
 新たに特定事業者となった申請者は、経済産業局に提出した「エネルギー使用状況届出書」を代替書類として提出してください。

● 定期報告書「特定第1表 事業者の名称等」例

事業者単位の報告

特定第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456									
特定排出者番号										
事業者の名称										
主たる事務所の所在地	〒									

記載されている番号をポータルに入力してください。

● 「エネルギー使用状況届出書」

様式第1 (第5条又は第40条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年 月 日

住 所

## [添付10] 開示制度に参加していることを証する資料

c

d

定型

公募要領P.18に記載の通り、特定事業者等は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件としています。

令和7年度から新規参加する場合は、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」等から参加宣言をする必要があります。

令和7年度の開示制度の参加登録受付開始(4月1日)が本事業の公募開始日(3月31日)以降となります。そのため、1次公募の交付決定(6月中旬頃を予定)までに参加登録時、又は「参加表明メール再送」ボタン押下時に送付される自動返信メールの写しを提出してください。

開示制度への参加状況	要件
令和6年度の本格運用に参加している	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度の開示制度に継続参加していることがわかる書類を提出すること</li> <li>令和7年度の開示シート(確報版)を開示制度の定めるスケジュール(後日公表予定)で公表すること</li> <li>開示シート(確報版、及び速報版対象事業者であれば速報版)上に本補助金による計画、及び実績(省エネ効果を含む)を記載するため、開示制度の定めるスケジュール(後日公表予定)までに記載内容を登録すること</li> </ul>
令和6年度の本格運用に参加していない	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>1次公募の交付決定までに令和7年度の開示制度にEEGS等から参加宣言し、参加していることが確認できる書類を提出すること</b></li> <li>令和7年度の開示シート(確報版)を開示制度の定めるスケジュール(後日公表予定)で公表すること</li> <li>開示シート(確報版、及び速報版対象事業者であれば速報版)上に本補助金による計画、及び実績(省エネ効果を含む)を記載するため、開示制度の定めるスケジュール(後日公表予定)までに記載内容を登録すること</li> </ul>



交付決定後に上記要件を満たさないことが分かった場合、交付の取消や補助金の返還等を求める場合があります。

※ 継続参加しているかの確認は、EEGSから確認することができます。

<省エネ法定期報告情報の開示制度について>

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)

[添付11] 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し

c

d

定型

※ 公募要領P.52～54に記載の評価項目「中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定(第18条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された事業」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、特定事業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、事業所管省庁に申請のうえ、認定を受けることができます。

- 経営力向上計画について(計画策定にあたっては中小企業庁のHPをよく確認してください)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- 事業分野別指針について(策定されていない事業分野は「基本方針」)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
- 事業分野と提出先  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/download/jiigyouteisyutu.xlsx>
- 認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」に以下の事業分野において事業分野別指針における「省エネ」の記載がある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として評価をいたします。該当する場合には、実施計画書「1-1.申請総括表」で中小企業等経営強化法の認定事業を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定申請書、及び認定書(いずれも写し)を添付してください。
- 経営力向上計画は、申請から認定までに約30日(※)の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕をもって申請してください。仮に、本補助金の申請までに認定書の提出が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。  
 ※ 複数省庁にまたがる場合は約45日、電子申請かつ経済産業部局のみは約14日(休日等除く)
- 経営力向上計画について(中小企業税制サポートセンター)  
 TEL: 03-6281-9821(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)  
 ※ 経営力向上計画制度等に関する問い合わせ窓口になります。個別の申請に関しては、提出先に直接お問い合わせください。本補助金の手続等に関しては、SIIにお問い合わせください。

【中小企業等経営強化法 事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のハ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売・小売業	卸売りは、 ・第3の2の一のロの(1)の(ii)「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
	小売りは、 ・第3の2のIIの一のロの(2)の(ii)の(ロ)「エネルギーコストの最適化(省エネルギーの取組の推進)」
外食・中食産業	・第2の4の二「<コストの把握・削減に関する事項>」⑩、「<IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項>」③
旅館業	・第3の2の二のホ「ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「ICT投資・設備投資及び省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送事業分野	・第2の2の一のハ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業分野	・第3の2のイ「製品・サービスの力(製品の高性能化・引渡し後のサービス向上)」1ポツ目 ・第3の2のハ「造る力(生産効率・品質の向上)」6ポツ目
自動車整備業分野	・第2の2の一の二の(1)「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業分野	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のハ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産業分野	・第3の5の一「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の一のハ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の一の二の(2)「設備投資」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
職業紹介事業・労働者派遣事業分野	・第3の4の(4)「省エネルギーの推進によるコストの低減」
学習塾業	・第3の1の二「設備投資・IT投資に関する事項」
農業分野	・第2の5の四「環境に配慮した農業生産に係る事項」

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、特定事業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、事業所管省庁に申請のうえ、認定を受けることができます。

様式第1

認定申請書

sample

経営力向上計画に係る認定申請書

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

主務大臣名 〇〇〇〇 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

名 称 及 び 〇〇工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 環境 太郎

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定書

〇〇〇〇年 〇月 〇日

sample

〇〇工業株式会社  
環境 太郎 殿

主務大臣名 〇〇 〇〇

経営力向上計画に係る認定について

〇年〇月〇日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき認定する。

経営力向上計画の作成・申請にあたっては、中小企業庁のHPの「経営力向上計画策定の手引き」等を必ず確認してください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki\\_keiiryoku.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keiiryoku.pdf)

認定申請書

sample

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の役職名及び氏名 \_\_\_\_\_

資本金又は出資の額 \_\_\_\_\_ 常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_

法人番号 \_\_\_\_\_ 設立年月日 \_\_\_\_\_

P.53下表において「省エネ」の記載がある事業分野、及び事業分野別指針であることを確認してください。

2 事業分野と事業分野別指針名



3 実施時期

年 月～ 年 月

本事業に関する実施時期となっていることを確認してください。

4 現状認識

①	自社の事業概要																																																	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向																																																	
③	自社の経営状況	<p>ローカルベンチマークの算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(現状値)</th> <th colspan="3">(計画終了時目標値)</th> </tr> <tr> <th>指標</th> <th>算出結果</th> <th>評点</th> <th>指標</th> <th>算出結果</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①売上高増加率</td> <td>%</td> <td></td> <td>①売上高増加率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②営業利益率</td> <td>%</td> <td></td> <td>②営業利益率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③労働生産性</td> <td>(千円)</td> <td></td> <td>③労働生産性</td> <td>(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④EBITDA 有利子負債倍率</td> <td>(倍)</td> <td></td> <td>④EBITDA 有利子負債倍率</td> <td>(倍)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤営業運転資本 回転期間</td> <td>(ヶ月)</td> <td></td> <td>⑤営業運転資本 回転期間</td> <td>(ヶ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥自己資本比率</td> <td>%</td> <td></td> <td>⑥自己資本比率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(現状値)			(計画終了時目標値)			指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点	①売上高増加率	%		①売上高増加率	%		②営業利益率	%		②営業利益率	%		③労働生産性	(千円)		③労働生産性	(千円)		④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)		④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%	
(現状値)			(計画終了時目標値)																																															
指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点																																													
①売上高増加率	%		①売上高増加率	%																																														
②営業利益率	%		②営業利益率	%																																														
③労働生産性	(千円)		③労働生産性	(千円)																																														
④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)		④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)																																														
⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)																																														
⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%																																														



6 経営力向上の内容

- (1) 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無
- (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無
- (3) 具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動への該非 (該当する場合は○)
ア	第3の2の一のへ		<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;">                     「省エネルギーの推進に関する事項」                      ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○                      ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○                      ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○                 </div>		
イ					
ウ					

P.53下表の事業分野別指針の該当箇所の記載があることを確認してください。

8 経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			

- ・「8 経営力向上設備等の種類」に、本補助金で申請する設備を記載していない場合であっても、申請は可能です。
- ・実際に取得する設備の名称/型式が、「8 経営力向上設備等の種類」の記載内容と相違することとなった場合には、速やかに経営力向上計画相談窓口、又は事業分野毎の申請窓口ご連絡し、対応してください。



## [添付13] パートナーシップ構築宣言の写し

c

d

定型

※ 公募要領P.53に記載の評価項目『パートナーシップ構築宣言』登録企業(内閣府・中小企業庁、ポータルサイトは公益財団法人全国中小企業復興機関協会運用)の省エネルギー事業」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

経済産業省・内閣府の「パートナーシップ構築宣言」の登録企業である場合、自社として策定したパートナーシップ構築宣言の写しを添付してください。

※ リース・ESCOを活用した共同申請の場合、設備使用者となる事業者が該当する場合に添付してください。(リース・ESCO事業者分は添付不要です)

- パートナーシップ構築宣言について  
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
- 登録企業リスト  
<https://www.biz-partnership.jp/list.html>
- パートナーシップ構築宣言のひな形

### 「パートナーシップ構築宣言」のひな形 (2024年11月版)

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

#### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

#### 3. その他(任意記載)

(例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50(ファイティ・ファイティ)」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(注) 「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

〇年〇月〇日

\_\_\_\_\_  
企業名

\_\_\_\_\_  
役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

※ グループ企業が宣言をしている場合は、関係性のわかる資料(グループ構成図等)を添付し、宣言に記載された企業と本補助金申請者の関係性を示してください。

[添付14] 中長期計画書の写し

c

定型

又は

指定様式に記入

以下の表を確認のうえ、「設備使用者の区分」に応じた「中長期計画書(写し)」をSIIに提出してください。

設備使用者の区分	提出書類	記載ページ
企業体が大企業以外かつ特定事業者等以外	「申請要件(公募要領P.30)」として中長期計画書を提出	P.59～P.62
企業体が大企業	大企業の申請要件(公募要領P.11)のうち、「ベンチマーク達成見込み事業者」を選択する場合の証憑として中長期計画書を提出	P.63～P.65

「申請要件」として中長期計画書を提出する場合

※ 公募要領P.30に記載のとおり、省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)は、エネルギー使用の合理化に関する中長期計画をSII指定書式にて作成する必要があります。

【共同申請における計画書の提出要件の考え方】

- リース、ESCOを利用する場合は、設備使用者において中長期計画書の提出義務を確認してください。
- 設備使用者が複数の場合は、全ての設備使用者が下表の要件の対象となります。

設備使用者の区分	年間のエネルギー使用量(原油換算)	申請における提出義務	提出様式
特定事業者等以外 ※ 企業体に限らず提出が必要	1,500kl未満	必須	指定様式(※) 「添付14 中長期計画書の写し」

※ 指定様式のダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード」を参照してください。



年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl未満の場合、すべての事業者が本書類の提出対象となります。  
みなし大企業や会社法上の会社以外(個人事業主や社会福祉法人、その他の法人等)も提出対象となりますので、必ずご提出ください。

本申請要件は、省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)においても、**中長期的(3～5年)に省エネに対する取り組みの計画を立てる**ことで、省エネ活動を継続的に行うための仕組みの構築を図ることを目的としています。

「添付14 中長期計画書の写し」作成時の注意事項

- ※ 指定様式「添付14 中長期計画書の写し」を使用して作成し、SIIに提出してください。
- ※ 指定様式は、SIIのホームページから「添付14 中長期計画書の写し」をダウンロードしてください。

● 中長期計画書の写し例

中 長 期 計 画 書

I 事業者の名称等

①	事業者の名称	〇〇工業株式会社		
	主たる事務所の所在地	東京都中央区〇〇二丁目3番5号		
②	計画期間	2025年度～2030年度		
	主となる管理担当者の 職名・氏名・勤務地・連絡先 ③	職名	取締役	
氏名		環境一朗		
勤務地		東京都中央区〇〇二丁目3番5号		
電話		(03) - 5565 - 44〇〇		
FAX		(03) - 5565 - 44〇〇		

II 省エネルギーの推進体制

④	立ち上げ時期	2025年 8月		
	体制・会合実施頻度についての説明 (関連部局が広く参画すること)	環境管理部門、生産部門の代表者が集まり、 2か月に1回の頻度で省エネルギー委員会を実施。		

本補助金を活用して導入する設備は、「補助金活用」欄にプルダウンで「●」を選択してください。

III 省エネに対する取り組み

取り組み内容	補助金活用	実施範囲	実施時期
⑤ 高効率空調の導入	●	〇〇工場	2025年度
⑥ 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整	⑦	本社	2026年度
空調の設定温度の見直し		本社	2026年度

取り組み内容の2行目以降は、P.62を参考に自由記述してください。

IV 2021年以降の省エネ診断の受診もしくは省エネ専門家への相談状況

⑧	今後実施する予定がある
---	-------------

「添付14 中長期計画書の写し」作成ポイント①

種別 /No.	項目名	作成のポイント	確認済
I 事業者の名称等	① 事業者の名称と主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業者の名称」には設備使用者名を記入してください。</li> <li>「主たる事務所の所在地」には本社の住所を記入してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	② 計画期間	3～5年の中長期的な計画期間をプルダウンから選択してください。	<input type="checkbox"/>
	③ 主となる管理担当者の職名・氏名・勤務地・連絡先	主となる管理担当者の情報を記入してください。 ※「責任者(役員クラス)」としてご担当いただける方の職名・氏名等を想定しておりますが、社内の内部規定等により判断いただいても構いません。	<input type="checkbox"/>
II 省エネルギーの推進体制	④ 立ち上げ時期と体制・会合実施頻度についての説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ活動を継続的に行うための仕組みづくりとして、省エネルギー推進への取り組みに対して事業所全体で体制・会合を組み、その内容や会合の実施頻度等を記入してください。</li> <li>※ 個人事業主などの小規模な企業体においても、同様に策定し、記入してください。</li> <li>管理する主要部署、立ち上げ(予定)時期を記入してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
取り組み内容は、計3項目以上(補助金活用含む)記入してください。			
III 省エネに対する取り組み	⑤ 取り組み内容 ※1行目	1行目には、本補助金を活用して導入する設備区分をプルダウンから選択してください。 ※ 複数設備区分を導入する場合は2行目以降をご活用ください。この場合、「補助金活用」欄のプルダウンで「●」を選択してください。	<input type="checkbox"/>
	⑥ 取り組み内容 ※2行目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>本補助金を活用した設備導入以外の取り組みについては、次ページを参考に自由記述してください。</li> <li>本補助金を活用して導入する設備は、「補助金活用」欄にプルダウンで「●」を選択してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 実施範囲	取り組み内容を実施する範囲を記入してください。 ※「本補助金を活用した設備導入」以外の取り組みに関しては、補助事業ポータルに登録した事業実施場所に範囲を限定する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
IV 省エネ診断の受診等の取組状況	⑧ 2021年以降の省エネ診断の受診もしくは省エネ専門家への相談状況	取り組み状況をプルダウンから選択してください。	<input type="checkbox"/>

## 「添付14 中長期計画書の写し」作成ポイント②

## 「Ⅲ 省エネに対する取り組み」の自由記述欄について

中長期的(3～5年)に省エネに対する取り組みの計画を立てたうえで、省エネ活動を継続的に行うための仕組みの構築を図ることを目的とした具体的な取り組み内容を以下を参考に記入してください。

分類	「取り組み内容」の記入例
環境・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調や冷蔵庫、温水便座の設定温度の見直しを行う。</li> <li>空調の室内機フィルタの清掃頻度を増やす。</li> <li>室外機周辺に遮断物を置かず、直射日光を避ける。</li> <li>冷蔵・冷蔵庫の吸込み口・吹出し口に遮断物を置かない。</li> <li>使用していない機器のプラグを抜く。</li> <li>不使用エリアは空調や照明の電源をオフにする。</li> <li>窓際等の自然採光部分は消灯する。</li> <li>夏季期間中の「クールビズ」の実施。</li> </ul>
体制・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネに関する目標、設備の運用、新設及び更新等の取組方針を策定する。</li> <li>省エネを図るための責任者を配置する等管理体制を整備する。</li> <li>省エネを図るための必要な資金・人材を確保する。</li> <li>従業員に対し取組方針の周知を図るとともに、省エネに関する教育を行う。</li> <li>取組方針の遵守状況を確認し、遵守状況について評価を行う</li> <li>取組方針及び遵守状況の評価方法については定期的に精査し、変更を行う。</li> <li>取組方針や管理体制を文書で管理し、状況を把握する。</li> <li>省エネに資する取組に関する情報を開示する。</li> </ul>

- 省エネポータルサイト

事業者向けの省エネ対策が、地域ごと・季節ごとに資源エネルギー庁より紹介されています。各パンフレットには、設備や業種に応じた省エネ対策例が掲載されています。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/)

- 省エネルギーセンターの省エネ事例集

「コストをかけずに実行できる運用改善提案」や、事業者の省エネに関する取り組み事例が掲載されています。

<2024年度 省エネ事例集>

[https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan\\_jirei2024.pdf](https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan_jirei2024.pdf)

<2023年度 省エネ事例集>

[https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan\\_jirei2023.pdf](https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan_jirei2023.pdf)

- 省エネ法上の中長期計画書の作成指針

省エネ法上の中長期計画書は、特定事業者等による省エネ法第15条に定められた中長期計画の的確な作成に資するため、業種ごとに4種類の作成指針が制定されています。

各作成指針には工場等判断基準の目標に掲げられている事項の具体例等が記載されています。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/)

大企業の申請要件として中長期計画書を提出する場合

※ 公募要領P.11～14に記載の大企業が「中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者」として申請する場合、経済産業局へ提出した「省エネ法上の中長期計画書の写し」を1申請につき1部提出する必要があります。

大企業が実施計画書「1-1.申請総括表(ポータル出力様式)」で「ベンチマーク改善事業」の項目を「該当」とする場合は、省エネ法上の中長期計画書の該当箇所の写しを提出してください。

※ 2024年度以前に、省エネ法に基づき提出した「中長期計画書(写し)」にあたっては、提出済みのものを必須とします。

【留意事項】

- 設備使用者が複数の場合は、全ての大企業である設備使用者が要件の対象となります。

様式第8 (第35条関係)

**省エネ法上の中長期計画書(かがみ)**  
※令和6年度報告用様式例

Sample

※受理年月日	
※処理年月日	

## 中 長 期 計 画 書

殿

年      月      日

住 所  
法人名  
法人名 (英語表記)  
法人番号

Sample

**省エネ法上の中長期計画書(2枚目)**  
※令和6年度報告用様式例

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456				
事業者の名称	記載されている番号をポータルに入力してください。				
主たる事務所の所在地					
主たる事業					
細分類番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; height: 20px;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
エネルギー管理統括者の	職名				
職名・氏名	氏名				
	職名				



中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の数値がベンチマーク目標値(P.65参照)を超えていることを確認し、区分及び2030年度(目標年度)数値をマーキングして提出してください。

省エネ法上の中長期計画書(3枚目)

※令和6年度報告用様式例

II エネルギー使用量

1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 k1)	
-----------------------	--

III エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 k1)

大企業はSクラス、Aクラスもしくは  
中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年  
度)の見込みがベンチマーク目標値(P.65参照)を達成することが必須です。

2. ベン

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					目標年度 2030 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	
1 A	1 k1/t	0.9 k1/t	0.8 k1/t	0.7 k1/t	0.6 k1/t	0.5 k1/t

3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/ 年)	ベン チマ ーク 対象	新規 追加
高効率ポンプ導入		A工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	〇〇k1/年		
コンプレッサー導入工 事		B工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	〇〇k1/年		
コジェネ装置によるエ ネルギー削減		B工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	〇〇k1/年		
合計				k1		
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果			k1		
原単位削減期待効果				%		
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果			%		

### 第3章 提出資料の入手・作成

大企業はSクラス、Aクラスもしくは2030年度のベンチマーク指標が下表の目標を超える必要があります。

#### 【ベンチマーク対象業種一覧】(令和4年度4月施行)

区分	事業	ベンチマーク指標(要約)		ベンチマーク目標
1A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量		0.531kl/t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と製造品種の違いを補正した下工程の原単位(圧延量当たりのエネルギー使用量)の和		0.150kl/t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位(出荷量当たりのエネルギー使用量)の和		0.360kl/t以下
2A	電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標		A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
2B	石炭火力電力供給業	石炭火力発電の効率		43.00%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和		3,739MJ/t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率 72%以上:6,626MJ/t以下 再エネ使用率 72%未満: (-23,664×(再エネ使用率)+23,664)MJ/t以下	
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量		4,944MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量(当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和)当たりのエネルギー使用量		0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量		11.9GJ/t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽出力カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和		3.00GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値		707kWh/百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業			308kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値		0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値		0.0305kl/m <sup>2</sup> 以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値		1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値		0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値		0.695以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量(データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh)を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量(データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh)にて除した値		1.4以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者:0.077kl/千Nm <sup>3</sup> 以下 その他の事業者:0.157kl/千Nm <sup>3</sup> 以下	

[添付15] ベンチマーク改善に資することが認められる資料

c

d

定型

※ 公募要領P.53に記載の評価項目「ベンチマーク改善に資することが認められる事業(企業体が大企業の場合は除く)」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

実施計画書「1-1.申請総括表(ポータル出力様式)」で「ベンチマーク改善事業」の項目を「該当」とする場合は、定期報告書特定第6表の該当する箇所をマーキングしたうえで提出してください(ベンチマーク対象業種は公募要領P.15参照)。

定期報告書を生産量実績やエネルギー使用量実績の確証として提出しない場合は定期報告書の表紙を併せて提出してください。

※ 企業体が大企業の場合は、ベンチマーク加点の対象外であるため、本添付資料は提出不要です。

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況 (該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称(セクター)	対象事業のエネルギー使用量(原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			
3	セメント製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6A	石油化学系基礎製品製造業	200,000	12.1 GJ/t	12.0 GJ/t	12.0 GJ/t	11.8 GJ/t	11.8 GJ/t	11.7 GJ/t	0%	11.9 GJ/t

※ ベンチマーク対象業種である「9.百貨店業」、及び「10.食料品スーパー業」は下図(業態分類表から抜粋)のように定められています。事業実施場所の業種がベンチマーク指標の区分と一致するか確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-1/pdf/6h26k-gyoutai.pdf>

区分	セルフ方式(注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	備考	
1.百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。	
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2) その他百貨店					
2.総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2) 中型総合スーパー					
3.専門スーパー	○	住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満	250㎡以上		
(1) 衣料品スーパー					衣が70%以上
(2) 食料品スーパー					食が70%以上
(3) 住関連スーパー					
うちホームセンター					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59, 60)に分類して集計したものをいう。

[添付16] 経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し

c

d

定型

中小企業等経営強化法に基づき、「経営革新計画」の承認を受けた企業である場合、経営革新計画に係る承認申請書、及び承認書の写しを添付してください。

経営革新計画の作成・申請にあたっては、中小企業庁のHPの「経営革新計画 進め方ガイドブック」等を確認してください。

- 中小企業庁 経営革新支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/>

- 経営革新計画 進め方ガイドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2022/kakushin.pdf>

様式第13	<p>経営革新計画に係る承認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>行政庁名 殿</p> <p>住 所 名 称 及 び 代表者の氏名</p> <p>中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。</p>	<p><b>承認申請書</b></p> <p>sample</p>
-------	---	-----------------------------------

<p>〇〇工業株式会社 環境 太郎 殿</p>	<p>経営革新計画に係る承認について</p> <p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>〇〇 〇〇</p> <p>〇年〇月〇日付けをもって別添書類により申請のあった経営力革新計画については、中小企業等経営強化法第14条第3項の規定に基づき認定する</p>	<p><b>承認書</b></p> <p>sample</p>
-----------------------------	--	---------------------------------

[添付17] 補助事業の実施体制

c

d

指定様式に記入

組み合わせ申請し、かつ共同申請する場合に作成、提出してください。

[添付18] 対象設備に関するリース契約書案 ※(Ⅲ)は指定様式  
 [添付19] 対象設備に関するリース料計算書 ※(Ⅲ)は指定様式

c	指定様式に記入	d	自由書式
---	---------	---	------

本提出書類は、「事業区分(Ⅲ)単独申請の場合」又は「事業区分(Ⅳ)との組み合わせ申請の場合」で提出する書類が異なります。詳しくは以下の表を確認してください。

申請方法	申請する事業区分	提出様式	本書参照ページ
事業区分(Ⅲ)単独申請	(Ⅲ)	・SII提供の指定様式	P.68
事業区分(Ⅲ)と事業区分(Ⅳ)との組み合わせ申請	(Ⅲ)	・SII提供の指定様式	P.68
	(Ⅳ)	・対象設備に関するリース契約書案 ・対象設備に関するリース料計算書	P.69

事業区分(Ⅲ)単独申請の場合

※ 事業区分(Ⅲ)の単独申請の場合は、必ず「リース契約内容申告書(「リース契約内容申告書及びリース料金計算書」)」を使用してください。

リース事業者と共同申請する場合に作成、提出してください。

指定様式「添付18-19 リース契約内容申告書及びリース料金計算書」をダウンロードし、必要事項を記入して作成します。

※ 指定様式のダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード」を参照してください。

※ 作成方法については、指定様式内「記入例」シートを参照してください。

● 対象設備に関するリース契約内容申告書 例

● 対象設備に関するリース料金計算書 例

**事業区分(Ⅲ)+事業区分(Ⅳ)の組み合わせ申請の場合**

リース契約書案と料金計算書を添付してください。

公募要領P.16も併せて確認してください。

リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等の共同実施とし、リース事業者は1申請につき1社とします。

リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料・保険料・税金等を明示する書類)を提示してください。

同一事業において、自己購入とリースの併用はできません。

リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約、及びリース会社が所有権をもたない割賦契約と判断される場合は対象外となります。

原則、補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提とした契約となりますが、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。

[添付20] ESCO契約書案

[添付21] ESCO料金計算書

c

d

自由書式

ESCO事業者と共同申請する場合に作成、提出してください。

- 指定様式の提供はありません。
- ESCOを利用する場合の注意事項については、公募要領P.16「>共同申請に該当する申請」-「導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合」-「(1)ESCO(エネルギーサービスを含む)を利用する場合」を参照してください。
- 地方公共団体等が実施する公募型ESCO事業の場合は以下の資料の写しを添付してください。

- ① 提案募集要項(地方公共団体作成)
- ② コンペ等への参加表明書かがみ
- ③ 審査結果通知、審査結果が公表されているもの(ホームページ等)
- ④ グループ構成表
- ⑤ ESCO契約に関する保証書、覚書

※ 公募によって書類の名称が一致しないため、内容が該当するものを提出すること。

[添付22] 商業用ビル等の場合の証憑

c

d

自由書式

- 店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
- 申請者が店子(A)であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し、及び建築物の所有者からの「添付23 設備設置承諾書」を提出してください。

[添付23] 設備設置承諾書

c d 指定様式に記入

店子が申請する等、申請者以外が所有する建物、土地等に設備を設置する場合、当該所有者に設備設置の承諾を得たことを示す「設備設置承諾書」を提出してください。

- 指定様式「添付23 設備設置承諾書」をダウンロードし、必要事項を記入して作成します。  
 ※ 指定様式のダウンロード方法については、P.35「指定様式のダウンロード」を参照してください。  
 ※ 作成方法については、指定様式内「入力方法」シートを参照してください。
- 所有者の押印が必要です。建物の所有者が複数の場合は、全ての所有者分の「設備設置承諾書」を用意し、それぞれ押印を取得してください。
- 設備設置承諾書の提出が必要となる具体的な例は、下表のとおりです。なお、下表に記載がない場合でもSIIから提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

提出が必要な具体例(一例)			備考
①	建物所有者名 設備使用者名	共創花子 〇〇株式会社	建物所有者名と設備使用者名が異なる。 (店子が設備所有し、申請する場合等)
②	建物所有者名 設備使用者名 設備使用者 代表者名	環境太郎 〇〇株式会社 環境太郎	設備使用者(法人)の代表者と建物所有者は一致。 しかし、建物所有者名と設備使用者名が異なる。
③	建物所有者名 設備使用者名	△△ホールディングス株式会社 (△△精密工業の親会社) △△精密工業株式会社	設備使用者の親会社が、建物所有者。 このため、建物所有者名と設備使用者名が異なる。

● 設備設置承諾書 例

**申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合、提出してください。押印欄に記入がなされている箇所を記入し、出してください。**

令和6年度補正省エネ補助金共同事業体 代表幹事  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 殿

2025年 〇月 〇日

**承諾した年月日を記入してください。**

**建物の所有者情報(住所、名称(会社名等)、代表者名)を記入してください。**

住所 東京都中央区 〇〇二丁目 3番5号  
名称 〇〇工業株式会社  
代表者名 環境太郎

**承諾者にあわせて「当社」「私」を適宜選択してください。**

当社は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程第9条、第24条及び第25条の規定により設置部分の期間を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに設置できない設備が、下記のとおり設置されるとき、また導入設備が借財財源には該当せず、申請者の所有となることを承諾します。

記

- 建物の所在地および名称  
「1-1申請総括表」事業実施場所の通り。
- 設備の設置者  
「様式第1交付申請書」申請者の通り。
- 補助事業の名称  
「1-1申請総括表」補助事業名の通り。
- 設置される設備の概要  
導入設備一覧、及びシステム概要図の通り。
- 設備の処分制限期間  
発注区分表の通り。

※ 申請者及び承諾者が本紙の写しを保管すること。

- 建物の所有者情報(「住所」、「名称(会社名)」、及び「代表者名」)を記入してください。  
個人所有の場合は、「名称」は空白とし、「代表者名」に所有者名を記入してください。
- 建物所有者の押印を必ず取得してください。
- 承諾者に応じて、「当社」、又は「私」を選択してください。
- 所有者が複数の場合は、それぞれの所有者に「設備設置承諾書」の作成を依頼してください。

**[添付24] 事業実施に関連する事項**

c d 指定様式に記入

実施計画書「1-1-3. 事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とした場合、その詳細を記入してください。

「実施計画書 1-1-3」で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要

事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。

※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

(2) 過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。

※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。

※必要であれば、別紙を添付すること。

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。

②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

(4) その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

**[添付25] 代替燃料確保の確証**

c 自由書式

代替燃料(廃タイヤ、木質ペレット、木質チップ、RDF、バイオマス、廃材等)を使用する場合は、処分制限期間内の燃料を確保できることが証明できる資料を添付してください。

**[添付26] 設備の製品カタログ(既存設備、導入予定設備の仕様書等) / 設備選定に関する資料**

c 自由書式 又は 指定様式に記入

事業区分(Ⅲ)の単独申請の場合は、以下の説明に従って、既存設備、導入予定設備の製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。

- 既存設備  
 既存設備のカタログ(又はメーカー発行の仕様書)を入手、提出してください。ただし、指定計算において、ポータルに登録された仕様を基に計算を行う場合は、添付不要です。
- 導入予定設備  
 導入予定設備を登録する際に「型番マスタ」に登録されていない型番を選択した場合は、販売事業者やメーカーから入手した製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。  
 ※ 原則、「型番マスタ」に登録されている型番を選択した場合は、導入予定設備の製品カタログの添付は不要です。  
 また、導入予定設備の選定に関して、SIIから提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは申請する設備の「省エネルギー量計算の手引き」を確認してください。



[添付27] 令和5年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し

c

d

定型

大企業のうち、省エネ法の事業者クラス分け評価制度で『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は、令和5年度定期報告書「特定第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位、及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」の写しを提出してください。なお、**定期報告書の表紙も併せて提出してください。**

※「Sクラスに該当する事業者」、及び「ベンチマーク目標値を達成する事業者」として[添付14 中長期計画書の写し]を提出する場合は、本書類の提出は不要です。

※ 定期報告書は特定第4表に記載された表の**最終年が令和4年度(2022年度)**であることを確認してください。

● 定期報告書「特定第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」例

**(5) 特定-第4表**  
 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㊦-1	㊧-1	㊨-1	㊩-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㊦-2	㊧-2	㊨-2	㊩-2	

備考 特定-第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) (㊦-1)、(㊦-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㊦'-1	㊧'-1	㊨'-1	㊩'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㊦'-2	㊧'-2	㊨'-2	㊩'-2	

備考 特定-第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) (㊦'-1)、(㊦'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。



# 以降の手順、その他事項について



## 交付申請までの残手順

第3章までの説明で、P.5の「交付申請手続きの手順」のうち「申請時の根拠となる書類の入手・作成」までが完了します。

ポータル作業、及び申請準備の手順は、以下を参照して、実施してください。

### 交付申請までの残手順

#### ①ポータル作業

##### 「(別冊)補助事業ポータル」参照

ポータル入力時の細かな注意事項、及び画面イメージの詳細について、説明しています。

#### ポータルのアカウントを取得

SIIのホームページ(<https://sii.or.jp/setsubi06r/>)からポータルのアカウント(ユーザ名)を取得し、パスワードを設定する。

#### ポータルの入力、書類印刷

- ・ポータルの入力必須項目を全て入力する。内容に不備がないことをよく確認し、データを確定する。
- ・ポータルで作成した書類を全て印刷する。  
※ ポータル出力書類については、P.32、79も参照してください。

#### ②申請準備

##### 本書P.76～78 参照

#### 全書類のファイリング

入手・作成した書類、及びポータルから印刷した書類を併せて、交付申請書(正本、副本)の2冊を作成する。

#### 交付申請書類を郵送

SIIに交付申請書(正本)を郵送することにより申請完了。

<提出期限> **2025年4月28日(月) 17:00必着** ※持込不可

※ SIIへの直接持込は、受け付けることができません。

また、私書箱宛てになるため、宅配便はご利用できませんので、必ず郵便をご利用ください。

※ 上記期限はSII私書箱必着です。消印日ではありません。



### 手順3 提出書類をファイリングする

#### <ファイルの作成イメージ>

P.32～33の「提出書類一覧」の順に並べた書類を、順番を崩さずに、A4判のファイルに綴じ込みます。  
**複数事業所について申請する場合は、申請書番号(BAG241-01-で始まる番号)毎にファイルを分けて作成してください。**

※ 複数事業分の報告書類を1冊にまとめて提出することはできません。

#### <書類提出のために準備するもの>

- A4判のファイル : 全書類を綴じることができる厚さの2穴タイプ、耐久性があり背表紙があるもの。  
※ あらかじめ全ての書類を綴じた厚みを想定し、余裕を持って綴じることのできる厚さのファイルを用意してください。  
※ 組み合わせ申請の場合は、ハードタイプのファイルを使用してください。
- 中仕切り : P.32～33の表の「文書番号」分の枚数を用意してください。
- ファイルラベル、ファイルインデックス : 手順1でSIIホームページからダウンロードしたファイルのP.2～4を活用してください。

#### 表紙/背表紙に記載する情報

- ① 補助事業名
- ② 申請書番号(BAG241-01-〇〇〇)※
- ③ 事業者名
- ④ 事業所名

※ ポータル入力時に発番される「BAG241-01-」から始まる番号です。

#### ファイリング時の注意

- ・ 各書類の左に十分な余白をとり、記載部分にパンチ穴が重ならないようにしてください。
- ・ 書類の袋とじはしないでください。
- ・ ファイリングする際、書類をホッチキスやクリップで留めないでください。
- ・ A3用紙が含まれる場合は、右半面を折り畳んで綴じ込んでください。
- ・ 中仕切り、インデックスについては、次の<インデックスの作成イメージ>を参照してください。



※必ず縦書きにしてください。

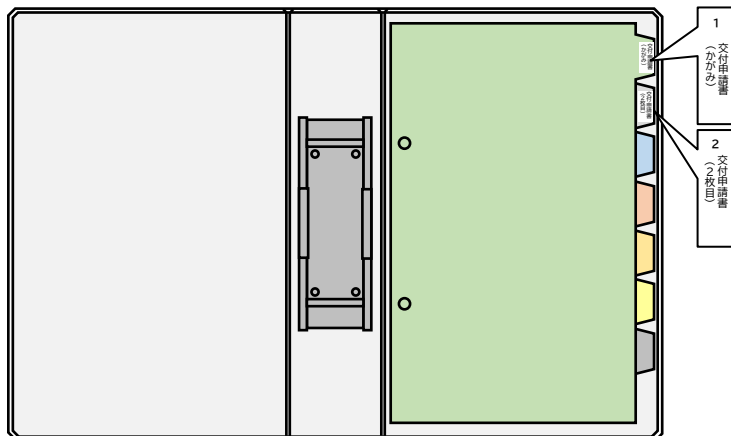
2冊以上の場合は 1/2、2/2等と記載

→ SIIにて管理用シールを貼付するため、縦5cm程度の空枠を確保してください。

#### <インデックスの作成イメージ>

中仕切りにインデックス(数字のみは不可)を貼り、書類の種類毎に書類の前に挟みます。

- ※ 書類自体に直接インデックスを貼らないでください。
- ※ それぞれの提出書類は、該当する中仕切りの後ろにファイリングしてください。
- ※ インデックスはホッチキスやのりではなく、テープで留めてください。



#### 手順4 提出ファイルをSII私書箱宛に郵送する

完成した提出ファイルをもう一度見直し、書類の不足や、書類内容の入力誤り等がないか、よく確認してください。

配送事故に備え、**配送状況が確認できる手段(簡易書留等)**で郵送してください(持込不可)。

※ 私書箱宛てになるため、宅配便はご利用できませんので、必ず郵便をご利用ください。

##### <書類郵送先>

#### 書類郵送先

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱45号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部

**「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」**

**1次公募 交付申請書 在中**

※ SIIのホームページから、宛先のラベルをダウンロードできます。活用してください。

※ 「**「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」1次公募 交付申請書 在中**」の部分は、必ず赤字で記載してください。

##### <受付期間>

#### 受付期間

**2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月) 17:00必着**

※ **書類は、上記日時までに指定の私書箱に到着するよう、提出してください。**

消印日ではありませんので、ご注意ください。

※ 完成した提出ファイルは必ず郵送してください。

※ SIIへの直接持込は、受け付けることができません。



• 不備があった場合は、SIIから連絡します。

• SIIから連絡があった場合は、速やかに対応いただくようお願いいたします。

以上で、交付申請書の作成・提出手順の説明は終了です。

## <参考>ポータル出力書類

### <提出書類一覧>

凡例

#### <提出要否>

- =必須
- =該当申請のみ提出
- △=組み合わせて申請している場合に提出
- ※=複数年度用様式有

事業区分(Ⅲ)の申請書類のうち、ポータルで作成・印刷する書類は下表のとおりです。

文書番号	書類名称	提出要否
様式第1	交付申請書(かがみ)	●
様式第1	交付申請書(2枚目)	●
別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助地金の配分額	●※
別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●※
1-1	申請総括表	●
1-1(別紙1)	事業者情報	●
1-1(別紙2)	手続担当申請書	○
1-1-2	資金調達計画	●※
1-1-3	事業実施に関連する事項	●※
c-2-1	事業概要(c)指定設備	△※
c-2-2	省エネルギー計算総括表	●
c-2-2-1	エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)	●
c-2-2-2	エネルギー使用量計算書(設備毎/既存設備)	●
c-2-3	見積金額一覧表	●
c-2-4	発注区分表	●
c-2-5	導入設備一覧	●

事業区分(Ⅳ)の申請書類のうち、ポータルで作成・印刷する書類は下表のとおりです。

文書番号	書類名称	提出要否
様式第1	交付申請書(かがみ)	●
様式第1	交付申請書(2枚目)	●
別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助地金の配分額	●
別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●
1-1	申請総括表	●
1-1(別紙1)	事業者情報	●
1-1(別紙2)	手続担当申請書	○
1-1-2	資金調達計画	●
1-1-3	事業実施に関連する事項	●
d-3-1	事業概要(d)EMS機器	●※



## <参考> 着工前写真の撮影 ※交付決定前に設備を撤去する場合

交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える既存設備が示せる写真、及び図面を準備する必要があります。撮影した写真は、交付決定後にSIIに提出します。

なお、提出方法については交付決定後に別途ご案内します。

**※ 撤去工事以外の着工は、必ず交付決定日以降に実施してください。**

### 着工前写真撮影にあたっての注意事項

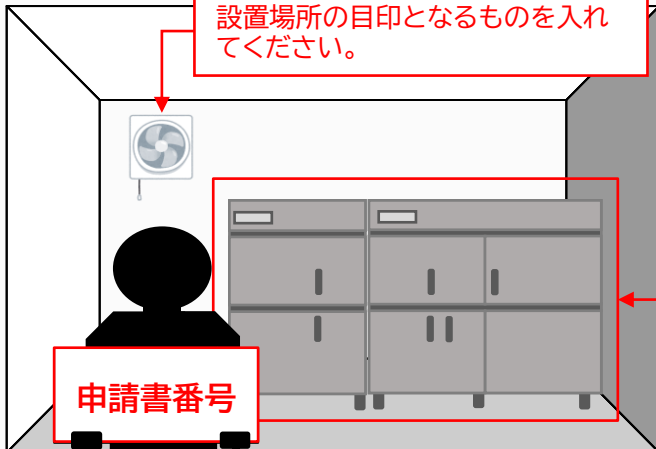
- 公募開始前の撤去ではないことを示す証憑として、申請書番号(BAG241-01-〇〇〇)をA3用紙等に印刷したものを、既存設備と共に撮影してください。  
※「申請書番号」とは、ポータルに申請内容を入力した際、「一時保存」もしくは「確認」を行うと申請内容の最上段に表示される「BAG241-01-〇〇〇」から始まる英数字です。
- 設備が設置してあることがわかるように、既存設備の全体を撮影してください。その際、1枚の写真に複数設備をまとめて撮影しても構いません。
- 写真は撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等(事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい)を1枚の写真の中に写し込むようにしてください。
- 着工前写真のまとめ方を参照し、写真に写した既存設備と旧設備図面の整合を取ってください。
  - ✓ 旧設備図面の全体像(複数枚可)がわかるように撮影されていること。
  - ✓ 階(フロア)、部屋毎、設置場所毎等に撮影されていること。
  - ✓ どこから撮影したかが図面内で示されていること。
- 既存設備の撤去後は撮影できなくなるため、必要な写真の撮り残しをしないようにしてください。
- 申請書番号等が見えるよう、写真の撮り方や解像度等を工夫し、第三者が文字等を識別できる写真にしてください。  
※ 見えない、読めない等の不鮮明な部分は、補助対象外となることがあるので留意してください。

### 着工前写真のまとめ方例

提出方法については交付決定後に別途ご案内します。以下に、撮影のポイントを示しますので確認してください。

全体写真

写真①



設置場所の目印となるものを入れてください。

申請書番号

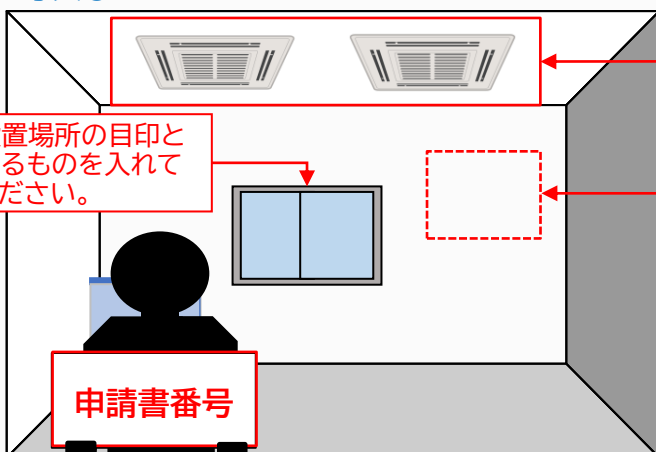
申請書番号[BAG241-01-000]をA3用紙等に印刷したものを、設置予定場所と共に撮影してください。

- ※ 文字が見えるよう、撮り方を工夫してください。
- ※ PC編集による番号の記載は認められません。

写真①

- 冷蔵庫 No.1、No.2
- 設置予定位置
- 撤去予定既存冷蔵庫
- 図面番号 123-456

写真②



設置場所の目印となるものを入れてください。

申請書番号

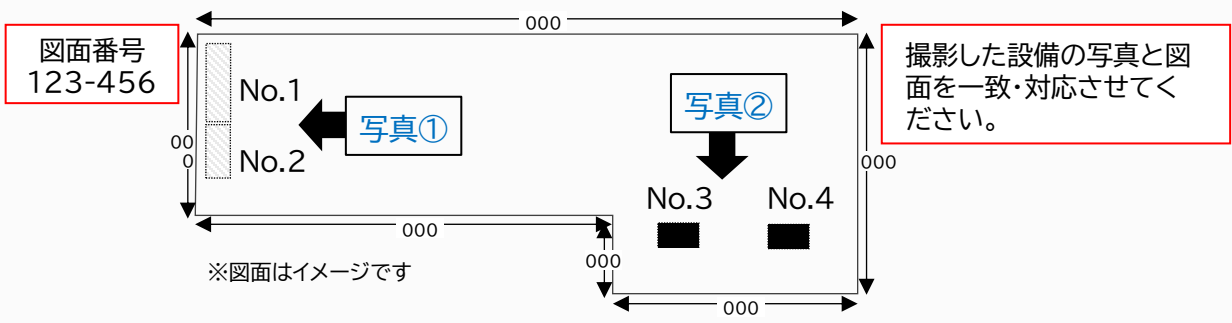
設置予定場所をわかりやすく示してください。

- 撤去対象の旧設備も撮影してください。
- ※ 更新設備の設置場所が違う場合は、その設置予定場所も撮影してください。

写真②

- 空調室内機 No.3、No.4
- 設置予定位置
- 撤去予定既存空調室内機
- 図面番号 123-456

旧設備図面



撮影した設備の写真と図面を一致・対応させてください。

※図面はイメージです



## お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
省エネルギー投資促進支援事業費補助金  
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

### (Ⅲ)設備単位型

TEL:0570-039-930 (ナビダイヤル)  
042-303-0420 (IP電話からのご連絡)

### (Ⅳ)エネルギー需要最適化型

TEL:03-5565-4773

受付時間:平日の10:00~12:00、13:00~17:00  
(土曜、日曜、祝日を除く)  
通話料がかかりますのでご注意ください。



SIIホームページURL <https://sii.or.jp/>  
事業ページURL <https://sii.or.jp/setsubi06r/> 事業ページQRコード

